

韓 国 自 治 体 の I T 施 策

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 220 (September 17, 2001)

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目 次

はじめに

概要	I
第1章 韓国中央政府の IT 施策	1
第1節 はじめに	1
第2節 IT 施策の推進体制及び行政情報化促進施策計画	1
1 IT 施策の推進体制	1
2 行政情報化促進施行計画	1
第3節 電子決裁と行政機関間の電子文書流通の活性化	4
第4節 電子情報の保護	4
第2章 電子政府法	6
第1節 はじめに	6
第2節 電子政府法	6
1 用語の定義	6
2 電子文書の作成等	6
3 電子官印の認証	8
4 電子公文書等の標準化	8
5 電子的民願処理等	8
6 電子的告知・通知等	10
7 手数料等	10
8 関係法	10
第3章 申請手続きへのインターネットの利用	12
1 はじめに	12
2 民願案内及び書式提供	12
3 民願相談	13
4 オンライン民願申請	13
5 申告センター	13
6 その他(追加民願サービス)	13
第4章 インターネットを通じた事務処理過程の公開	18
第1節 はじめに	18

第2節	OPEN システム(ソウル特別市)	19
1	公開対象	19
2	照会方法	19
3	公開内容	19
第3節	インターネット公開システム(京畿道水原市)	19
1	公開対象	19
2	照会方法	20
3	公開内容	20
第5章	地方税のサイバー納付	24
第1節	はじめに	24
第2節	インターネットバンキングを利用したサイバー納付制度 (ソウル特別市)	24
1	対象税目	24
2	サイバー納付を行うための事前手続き	24
3	納付手続き	24
第3節	クレジットカードのキャッシングを利用したサイバー納付制度 (光州広域市)	25
1	対象税目	25
2	サイバー納付を行うための事前手続き	25
3	納付手続き	25
4	クレジットカード・キャッシングの利用条件	25
5	地方税委託納付代行契約書の締結	26
6	クレジットカード・キャッシング方式導入の背景	27
第6章	地方税の電子告知	32
第1節	はじめに	32
第2節	電子告知制度	32
1	電子告知制度	32
2	現行法による地方税告知書の送達	32
3	電子告知の対象税目	33
4	電子告知の法的根拠	33
5	電子告知制度利用のための事前手続き	33
6	アクセスから納付まで	33
第3節	制度導入の効果	33
1	郵送費用の削減	33

2	告知書発送の人的費削減	34
第4節	告知書の送達及び送達方法の法的解釈	34
1	地方税法の関係条文	34
2	電子政府法の関係条文	34
第5節	洞事務所の機能転換	35
第7章	電子入札制度	37
第1節	はじめに	37
第2節	電子入札制度	37
1	電子入札の対象	37
2	電子入札の法的根拠	37
3	電子入札のための事前手続き	37
4	電子投札の流れ	38
5	入札手数料の納付	38
第3節	制度導入の効果	38
1	区役所側の人的費等の予算削減効果	38
2	入札業者側の費用削減効果	38
第4節	入札書の偽造・変造防止の仕組み	38
1	公開鍵暗号方式による認証の仕組み	38
第5節	電子文書の送受信時期の特約	40
1	電子文書の送受信時期の特約	40
2	電子入札制度利用約款の関係条文	40
3	電子取引基本法の関係条文	41
4	電子署名法の関係条文	42
第6節	入札公告	44
最後に・参考文献等		47

<参考>本レポートでは、日本語に翻訳してはニュアンスが失われたり、原文の資料検索等の際に混乱が生じるおそれがあるため、「民願」という言葉をそのまま使用している。特に使用頻度が高いため、以下にその説明を掲載する。

また、レポートの内容をよりよく理解するために、韓国の地方団体の種類を以下に掲載する。

◆ 「民願」について

民願とは、住民が行政機関に対して行う申請・苦情・その他行政機関に特定の行為を要求する行為であると規定されている。つまり住民が行政機関に

用事があるというとき（私用を除き）その「用事」というのが民願であり、行政機関から見ると対住民行政の全てを指す言葉である。

法及び施行令により、行政機関の長は国民の日常生活と関係が深い民願事務を迅速に処理し、民願人に対する案内と相談の便宜を提供するために民願室を設置できる。（民願室を設置していない場合には、文書課等で受け付ける。）

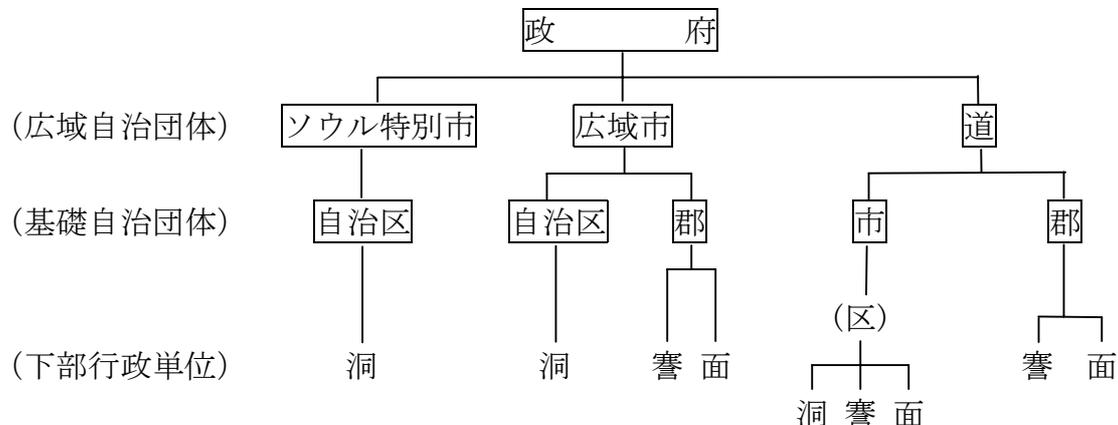
民願を提出する際には、民願室で全ての申請をすることができる。民願室がそれを受け付けた後、処理を担当する各部署に書類を回す。その後、処理結果が民願室に通報され、民願室から民願人へ書類等を交付する。

民願室では案内・相談業務も行っており、民願室で処理を担当する部署を決定するため、民願人が各部署をたらい回しにされることはないようになっている。また、書類の記入方法なども相談でき、場合によっては代筆してもらえらる。なお、欧米における One Stop Service によく似た、民願 1 回訪問処理制という制度がある。

詳しくは、クレアレポート NO. 129 『民願事務処理制度』を参照されたい。

◆ 地方団体の種類

以下のように三層構造になっている。



○ 広域自治団体：日本の都道府県に相当。（全 16 団体）

特別市	ソウル市
広域市	釜山市、大邱市、仁川市、光州市、大田市、蔚山市（計 6 都市）
道	京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道（計 9 道）

○ 基礎自治団体：日本の市町村に相当。

（72 市 91 郡 69 自治区の計 232 団体）

○ 洞、峯及び面：自治団体ではない。日本の市町村の支所にあたる。

※詳しくは、冊子『韓国の地方自治』を参照されたい。

はじめに

韓国のドメイン管理組織の統計によれば、2000年末の韓国のインターネット利用人口は1,904万人である。これは7歳以上の人口の44.7%に当たる。

また、ある調査によれば、韓国人は月平均18.1時間、インターネットを利用しており、香港(12.1時間)、アメリカ(10.8時間)、シンガポール(9.9時間)を上回り、世界1位であるし、野村総研の調査では、韓国のインターネット個人利用率は31.2%(日本は22.8%)であり、過去3年間のインターネット普及の伸張度は、韓国が20ポイントとアメリカの18ポイントを上回っている。

また、インターネットバンキングの利用登録者数は409万人(2000年末現在)であり、1999年末の12万人から一気に34倍に増えており、2000年12月のインターネットバンキングの利用件数は36,695件に達している。

さらに、韓国政府は、2001年2月9日、情報ハイウェイ建設の第2段階が終了し、行政の末端組織まですべて光ファイバー等で結ばれ、最大155Mbpsの速度でのインターネットの利用が可能になったと発表した。

このような近年の韓国における急速なIT革命の進展には驚くばかりである。

本レポートは、韓国の地方自治体におけるIT施策及びIT導入による事務処理の具体的改善内容を紹介している。第1章では韓国中央政府のIT施策、電子決裁と電子文書の流通、電子情報の保護、第2章では電子政府法、第3章ではインターネットによる民願申請(民願とは、通常、自治体の窓口で行う諸申請行為のことをいう。)とその手数料の支払い、第4章では民願処理のインターネット公開システムの2つの方式、第5章では地方税のサイバー納付の2つの方式、第6章では地方税の電子告知とその送達及び送達方法の法的解釈、第7章では電子入札制度、電子文書の偽造・変造防止策、電子文書の送受信の時期の特約を具体的事例を中心に取り上げた。

特に、日本の総務省が中心となって行っている会議や研究会の報告書を参考に、日本のIT政策推進における問題点を、①申請者等の認証、②手数料等の納付方法、③申請・届出等の到達時期等、④電子文書の原本性確保、の4つに絞り、韓国がどのようにこの問題点に対応しているのかを極力取り上げた。

本レポート作成にあたっては、行政自治部税政課(地方税電子告知等に関する法整備等)、ソウル特別市(OPENシステム等)、大邱広域市(電子決裁、電子市庁構想)、光州広域市(クレジットカードのキャッシングを利用した地方税インターネット納付制度)、蔚山広域市(電子決裁制度)、ソウル特別市陽川区(地方税電子告知制度)、ソウル特別市瑞草区(電子入札)、京畿道水原市(民願処理インターネット公開制度)、京畿道安養市(地方税電子告知制度)、江原道束草市(洞事務所機能転換)、済州道北済州郡(地方税電子告知制度及びクレジットカードによる地方税納付)から貴重な情報提供と指導を頂いた。

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所長

概要

韓国では、情報化促進基本法（1995年8月制定）に基づく情報化推進委員会が1999年1月に設置され、同委員会は、行政情報化促進基本計画及び行政情報化促進施行計画の審議を行っている。

2000年9月に、「2001年度行政情報化促進施行計画」が定められ、①国民に対する顧客志向的な民願行政サービスの高度化、②行政の生産性の向上による競争力の強化、③電子政府の実現のための行政情報通信網等の基盤拡充、の3分野での各中央政府機関の推進計画が定められた。

電子文書の流通に関しては、2000年7月に中央行政機関54機関間の電子文書流通が実施され、今後はさらに、電子文書流通対象機関を2001年9月には広域自治体（ソウル特別市、6つの広域市及び9つの道を言う。地方行政体系については、目次の〈参考〉を参照）へ、2002年には基礎自治体（日本の市町村に相当する組織）にまで拡大する予定である。

電子決裁システムは、2000年6月現在、中央機関と地方自治体合わせて235機関が導入済みであり、電子決裁率（電子決裁システム導入機関における電子決裁件数の割合をさす。）は2000年12月末現在、54.9%である。なお、行政自治部は2001年度の目標を電子決裁率65%以上、電子文書流通率（公文書のうちの電子文書による発信件数の比率）30%以上に設定している。

電子情報の偽造及び変造防止に関しては、1999年7月に韓国情報保護センター内に電子署名認証管理体系の最上位認証機関の業務と役割を担う電子署名認証管理センターを開設して、公認認証機関のデジタル署名検証鍵に対する認証業務等を開始した。また、同様に2000年4月には、韓国情報保護センター内に個人情報侵害申告センター及びハッキング・ウイルス相談支援センターを開設して、相談業務、ハッキング防止等の初動対応、ウイルス情報の提供等を開始している。

政府・行政関連の認証基盤の構築に関しては、今後の行政機関間の電子文書流通拡大に備えての政府電子公印認証管理センターの拡充、内容証明システム・認証効力確認システム・時点確認システムの構築、2002年までに官民間の認証基盤連携のための政府架橋認証センターの構築が計画されている。

また、政府業務の電子的処理のための基本原則と手続き、推進方案等を規定した「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」（以下、電子政府法という。）が2001年2月28日に成立し、2001年7月1日から施行された。

電子政府法は、電子政府実現事業の促進、政府の生産性と透明性・民主性の向上、知識情報時代の国民生活の質の向上を目的としている。

次に、各自治体が行っているIT施策（総合民願室のホームページ上での開設、事務処理過程公開システム、地方税電子納付、地方税電子告知、電子入札）を紹介する。

現在、ソウル特別市では、「ソウル市総合民願室」をホームページ上に開設し、インターネットを利用した市及び区に対する諸申請の受付等を行っている。「ソウル市総合民願室」

で行っている業務は、1. 民願案内及び書式提供、2. 民願相談、3. オンライン民願申請、4. 民願処理オンライン公開システム、5. 申告センター、6. 追加民願サービス、7. インターネットフォン・サービスの7業務である。

「民願案内及び書式提供」とは、ソウル特別市役所及び関連事業所（企業局に相当）に対する申請書 375 種類、区役所及び洞事務所（区役所の支所にあたる。）に対する申請書 500 種類、合計 875 種類の書式の閲覧とダウンロードができるものである。

「民願相談」とは、サイト上に相談事項を登録し、オンライン上で回答を受けることができるものである。

「オンライン民願申請」とは、ソウル特別市役所及び関連事業所に対しては 19 種類、区役所及び洞事務所に対しては 14 種類の民願申請をインターネットを通じて行うことができるものである。オンライン民願申請にかかる証明書類等は、窓口、郵便、宅配（一部申請のみ）での受け取りが可能である。証明書類等の宅配に関しては、サイバー民願配達センターが行っている。これはインターネットで民願書類を申請し、翌日希望場所^{オン}で受け取ることのできるサービスである。費用は、発給手数料+配達手数料（計 500W）で、民願書類の申請の際に、サイバー民願配達センターにサイバーパス（総合情報通信カード）、インターネットバンキング、クレジット・カード等を利用して支払う。

「民願処理オンライン公開システム」とは、公開対象となっている民願事務のすべての処理過程をインターネットを通じて公開する一種の情報公開制度であり、1999 年 4 月から導入された。その最大の特徴は誰もが見ることができる点にあり、事前登録やパスワード等は必要なく、サイトにアクセスさえすれば、公開内容を見ることができるシステムになっている。そのため、公開対象は 54 業務に限定されている。（2001 年 3 月現在）

他方、政府の行政自治部は別途、事務処理過程公開システムを開発し、2000 年に京畿道水原市等で試験運用を行った後、ソウル特別市を除くすべての自治体に導入した。（ソウル特別市は独自の公開システムを導入しているため、行政自治部のこのシステムには参加していない。）この事務処理公開システムは、原則として申請者本人だけが見ることのできる非公開方式であるため、公開対象業務は原則として、すべての民願業務である。自治体によって、所管する民願業務が異なるため、公開対象業務数は自治体によって異なるが、京畿道水原市の場合は 479 業務が対象である。なお、この事務処理過程公開システムは、現在 272 行政機関（中央機関 24 団体、地方自治体 248 団体）に導入されており、各団体のサイトはすべて「政府代表電子民願室」にリンクしている。

さらに、行政自治部では、地方税の納税者の便宜を図るため、地方税電子納付制度を開発し地方に導入した。具体的には、1994 年に自動口座振替制度、1995 年に PC 通信バンキング制度、1996 年にテレホンバンキング、97 年にクレジットカード納付制度、2000 年 5 月にサイバー納付制度が導入されている。なお、2000 年 9 月末現在、自動口座振替制度を施行している自治体は 159 団体、PC 通信バンキングを施行している自治体は 20 団体、テレホンバンキングを施行している自治体は 43 団体、クレジットカード納付制度を施行している自治体は 84 団体、サイバー納付制度を施行している自治体は 75 団体である。

サイバー納付制度には現在2種類の方式がある。ソウル特別市では、2000年5月から納税者がインターネットに接続したパソコンを利用して市・区税を納付するサイバー納付制度（インターネットバンキング利用）を25区役所すべて（上記75団体に含まれる）で実施している。一方、光州広域市では、2001年1月から納税者がインターネットを通じてクレジットカードのキャッシングを行い、市・区税を納付するサイバー納付制度を実施している。

地方税電子告知制度は、地方税法、郵便法及び民法等の規定にある住所概念を広く解釈し、「Eメールアドレス」を含ませ、納税者の申請・登録がある場合に限り、Eメールアドレスに電子告知書を送付する制度であるが、2000年8月に、地方税のうち住民税の告知を行う地方税電子告知制度を11自治体（ソウル特別市江南区役所、同市瑞草区役所、同市陽川区役所等）が初めて実施した。その後も同年10月に総合土地税、同年12月に自動車税、2001年1月に免許税が電子告知され、2001年2月現在、18自治体が実施している。しかし、Eメールによる告知は解釈運用であり法的根拠がなかったため、電子政府法の施行（2001年7月1日）までは、従来の紙による告知書も送付しなけりばならなかった。

電子入札制度とは、入札公告、閲覧、入札参加申請、入札手数料納付、入札金額投札、開札、適格対象者及び落札公告といった入札の全過程をインターネットを活用して行う制度である。この制度は、公開鍵暗号方式によるデジタル署名と公認認証機関の公開鍵証明書発行を利用しており、入札書の変造、毀損は数値的に事実上不可能である。

ソウル特別市瑞草区役所では、2000年6月にインターネットを利用した入札参加申請及び入札手数料の自動振替制度を導入し、さらに同年12月に申請から開札までインターネットを利用して行う電子入札制度を導入した。電子入札の対象は、瑞草区役所で実施するすべての工事、用役、物品製造、公営駐車場運営の事業者募集の入札である。

ただし、現在は制度導入段階であるため、随意契約対象業務を競争入札で執行する場合にのみ、現場入札を実施せずに電子入札だけを実施している。

電子入札に参加しようとする者は調達庁に入札参加資格登録の規定に基づく登録をし、入札執行日の前日までに利用約款に同意して指定公認認証機関の認証書を受けた後、瑞草区役所の財務課にインターネット電子入札の利用登録申請をしなければならない。また、入札手数料の振替を行うためには、取引銀行に対し、インターネットバンキングの利用申請を行う必要がある。

なお、瑞草区役所は、電子文書の送受信時期に関して、①瑞草区役所が指定した文書受付サーバー以外の電算機器に入力された電子文書はその出力の有無を問わず、送信されていないものとみなす、②送信者の意思とは関係なく、一旦文書受付サーバーに到達した電子文書は、送受信されたとみなす、③入札公告等で規定した場合を除き、送信者は任意の電子文書について受信確認通知を要請することができず、また任意の効力発生条件をつけることができない、の3つの特約を定めている。

第1章 韓国中央政府のIT施策

第1節 はじめに

韓国の情報化施策の基本としては、1995年8月に情報化促進基本法が制定されており、1999年1月には同法の大幅な改正が行われている。

現在、同法第8条に基づき、情報化推進委員会が置かれるとともに、同法第6条に基づき、2000年9月に「2001年度行政情報化促進施行計画」が定められている。

本章では、IT施策推進体制、行政情報化促進施行計画、電子決裁及び機関間の電子文書流通施策を紹介する。

第2節 IT施策の推進体制と行政情報化促進施行計画

1 IT施策の推進体制

中央政府のIT施策の推進体制としては、情報化促進基本法第8条に基づき、情報化推進委員会、情報化推進実務委員会、情報化推進分科委員会が設置されている。

情報化推進委員会は、委員長が国務総理、副委員長が財政経済部長官、委員は国会事務総長、法院行政処長、関係行政機関の長から委員長が委嘱する者であり、情報化促進基本計画、施行計画の審議等を行う。

情報化推進実務委員会は、同法施行令第6条に基づき、情報化推進委員会の委員が所属する機関の次官級公務員等からなり、35名以内とされている。

情報化推進分科委員会は、同施行令第7条に基づき、行政情報化推進等の15の委員会が定められている。

なお、行政自治部(日本の総務省にあたる)は、総括機関として、関連機関間の協力・支援事項等の業務遂行の機能を担っている。

2 行政情報化促進施行計画

関係中央行政機関の長は、情報化促進基本法第6条に基づき、毎年、情報化促進施行計画を樹立・施行しなければならない。

2001年度行政情報化促進施行計画は、2000年9月に定められ、①国民に対する顧客志向的な民願行政サービスの高度化、②行政の生産性の向上による競争力の強化、③電子政府の実現のための行政情報通信網等の基盤拡充の3分野を同計画の推進目標としている。

これら3分野について、行政自治部、情報通信部等の中央行政機関がそれぞれ計画を立てているが、ここでは、そのうち、行政自治部の計画を紹介する。

◎2001 年度行政情報化促進施行計画(各計画の概要は次項参照)

- (1) 住民志向的な民願行政サービスの高度化分野
 - 1-1 在宅電子民願処理システム構築
 - 1-2 インターネットを通じた行政情報公開の拡大

- (2) 行政の生産性向上と競争力強化分野
 - 2-1 行政情報の共有及び共同利用体制拡充
 - 2-2 電子決裁及び電子文書流通体制拡充
 - 2-3 政府知識管理システム構築
 - 2-4 公務員人事管理総合情報システム拡充
 - 2-5 公務員電子郵便 ID 普及拡大
 - 2-6 国家記録物電算化・光ファイル化
 - 2-7 記録情報管理標準システム構築

- (3) 行政情報化の基盤拡充分野
 - 3-1 超高速の行政総合情報通信網の拡充
 - 3-2 行政情報資源の標準化
 - 3-3 公務員の情報化教育の強化
 - 3-4 行政情報の保護体制構築
 - 3-5 政府電子署名認証システムの拡充

◎〔「2001 年度行政情報化促進施行計画」の概要〕

(1) 住民志向的な民願行政サービスの高度化分野

〔1-1〕 在宅電子民願処理システム構築

オンライン民願窓口の一元化、民願手数料の電子支払システムの構築等を通じて、ワン・ストップ行政サービスの実現を図る。

(「政府代表電子民願室」：<http://minwon.korea.go.kr>)

〔1-2〕 インターネットを通じた行政情報公開の拡大

各機関ホームページへの「行政情報公開コーナー」の設置・運営や、地方行政情報銀行 (LAIB) の設置・運営を通じて、電子民主主義の実現を図る。

(「地方行政情報銀行」 (LAIB)：<http://laib.mogaha.go.kr>)

(2) 行政の生産性向上と競争力強化分野

〔2-1〕 行政情報の公有及び共同利用体制の拡充

行政機関間の必要情報の共同利用を通じて、民願必要書類削減など対民サービスの画期的な改善や、類似データベースの重複構築防止を図る。

〔2-2〕 電子決裁及び電子文書流通体制の拡充

政府公文書処理の総合電子化による「紙のない事務室」の実現、電子決裁及び機関間の電子的公文書受・送信体系の確立を図る。

[2-3] 政府知識管理システム構築

各種行政資料及び個人の経験、機関内で生産・流通するノウハウ・技術などの行政知識関連情報の共有体制の構築を図る。

[2-4] 公務員人事管理相互情報システム拡充

全公務員及び国家エリート群を体系的に管理し、効率的な人事管理と合理的な人事政策を樹立できるような基盤準備する。

[2-5] 公務員 E メール ID 普及拡大

全事務職公務員及び全行政機関の課単位まで E メール ID を普及させ、電子文書流通システム体制へ転換する。

[2-6] 国家記録物の電算化・光ファイル化

国家記録物管理業務の自動化・科学化を通じて、記録物の滅失予防及び永久保存性の強化、迅速・正確な検索・閲覧体制の構築を図る。

[2-7] 記録情報管理標準システム構築

記録物管理法の施行に基づき、各記録物管理機関で使用する標準化された記録物管理システムの開発・普及を図る。

(3) 行政情報化の基盤拡充分野

[3-1] 超高速行政総合情報通信網の拡充

政府高速網の主要装備及び回線の性能向上で、迅速な行政情報化の基盤を提供し、民願事務などの行政サービスの改善を図る。

[3-2] 行政情報資源の標準化

電子政府実現のための政府レベルの共通的な接近基準及び方法確立し、行政情報資源の共同活用促進及び行政情報システム間の互換性確保を図る。

[3-3] 公務員の情報教育強化

情報技術の活用を通じた業務処理と対民サービスを高度に遂行することができるように、公務員の能力を養成する。

(「知識政府のための 21 世紀サイバーキャンパス」：<http://www.training.go.kr/>)

[3-4] 行政情報の保護体系構築

サイバーテロ、ハッキングなどの国家的な情報戦に備えた行政情報システムの保護体系の構築を図る。

[3-5] 政府電子署名認証システムの拡充

インターネットを通じた民願事務の電子サービス等のための情報保護の基盤構築とハッキング等の防止の為の電子署名認証基盤の拡充を図る。

(韓国情報保護センター：<http://www.kisa.or.kr/>)

(電子署名認証管理センター：<http://www.rootca.or.kr/>)

(ハッキング・ウイルス相談支援センター：<http://www.cyber118.or.kr>)

第3節 電子決裁と行政機関間の電子文書流通の活性化

電子文書流通活性化基本計画(98年8月)、電子決裁活性化指針(98年10月)の樹立、公共機関の記録物管理に関する法律(2000年1月)の施行を経て、2000年7月に中央行政機関54機関間の電子文書流通が実施された。

今後はさらに、電子文書流通対象機関を広域自治体(2001年9月)、基礎自治体(2002年)にまで拡大する予定である。電子決裁システムは、2000年6月現在、中央・地方自治体235機関が導入済みであり、電子決裁率は2000年12月末現在、54.9%である。(99年12月末現在は32%であった。)

なお、行政自治部は2001年度の目標を電子決裁率65%以上、電子文書流通率30%以上に設定している。

また、各自治体においても決裁率の向上のための施策を行っており、例えば、大邱広域市では、2000年4月から本庁39課室等(全課室の約90%)を対象に月別・課室別電子決裁率評価を行い、決裁率の向上を図っている。

なお、電子文書流通体系構築のための機関別役割分担は、5ページの表1のとおりである。

第4節 電子情報の保護

情報化促進基本法第14条の2に基づき、1996年4月に設立された韓国情報保護センター(<http://www.kisa.or.kr/>)は、1999年7月の電子署名法施行に伴い、同センター内に、同法第8条及び第25条の規定による電子署名認証管理体系の最上位認証機関の業務と役割を担う電子署名認証管理センター(<http://www.rootca.or.kr/>)を開設して、公認認証機関のデジタル署名検証鍵に対する認証業務等を開始した。また、同様に2000年4月には、韓国情報保護センター内に個人情報侵害申告センター(<http://www.cyberprivacy.or.kr>)及びハッキング・ウイルス相談支援センター(<http://www.cyber118.or.kr>)を開設して、相談業務、ハッキング防止等の初動対応、ウイルス情報の提供等を開始した。

他方、行政自治部(<http://www.mogaha.go.kr>)は、2001年3月に電子文書システムと記録保存システムの連携のための専門部会(行政自治部、政府記録保存所《<http://www.archives.go.kr>》、政府電算情報管理所《<http://www.gcc.go.kr>》)等で構成。)を設置し、2002年6月を目標とした電子文書の自動移管・保存・検索システムの構築を計画している。

なお、政府認証基盤の構築に関連しては、今後の行政機関間の電子文書流通拡大に備えての政府電子公印認証管理センターの拡充、内容証明システム・認

証効力確認システム（OCSP*）・時点確認システム（Global position system*）の構築、2002 年までの官民間の認証基盤連携のための政府架橋認証センター（ブリッジ CA*）の構築が計画されている。

*OCSP：Online Certificate Status Process。認証書効力のリアルタイムでの検証システムのことをいう。

*Global position system：情報システム間の時間同期化サービス・システムのことをいう。

*ブリッジ CA：Government Bridge Certificate Authority。各行政機関と民間の認証機関等との相互認証を仲介する認証機関のことをいう。

表 1 「電子文書流通体系構築のための機関別役割分担」（4 ページ参照）

機関名	役割分担
行政自治部	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁及び電子文書流通体系構築の総括 ・政府電子文書流通管理センター設置及び各機関の運営支援及び管理体制構築 ・異なる電子文書システム間の流通標準の制定・告知 ・電子文書処理に適合した文書管理体系の確立（事務管理規定の改定など） ・各行政機関に対する電子決裁及び流通活性化の指針樹立・示達
情報通信部	<ul style="list-style-type: none"> ・電子文書流通試験事業推進支援（情報化促進基金） ・標準化などの専門技術支援
国家情報院	<ul style="list-style-type: none"> ・電子文書流通による保安対策樹立・推進
各行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・機関内の通信網（LAN）構築、円滑な電子決裁のための PC の普及拡大 ・標準適用電子文書システムの導入（またはアップグレード）・設置及び運用 ・署名登録及び管理、電子決裁の利用教育
関連企業	<ul style="list-style-type: none"> ・標準適用電子文書システムの開発、使用者教育

第2章 電子政府法

第1節 はじめに

政府業務の電子的処理のための基本原則と手続き、推進方案等を規定した「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」(以下、電子政府法という。)が2001年2月28日に成立し、2001年7月1日から施行された。

電子政府法は、政府業務の電子的処理のための基本原則と手続き、推進方案等を規定することにより、電子政府実現事業の促進、政府の生産性と透明性・民主性の向上、知識情報時代の国民生活の質の向上を目的としている。

本章では、電子政府法の中でもとりわけ重要と思われる電子文書の作成・送受信・到達時期、電子公印の認証、標準化、電子的民願処理、手数料等に関する条文を紹介する。

第2節 電子政府法

1 用語の定義

電子政府法で使用する用語のうち、本章に関係する用語の定義を紹介する。

◇第2条(定義)

- (3) 「中央事務官長機関の長」とは、国会所属機関については国会事務総長、法院所属機関については法院行政処長、憲法裁判所所属機関については憲法裁判所事務処長、中央選挙管理委員会所属機関については中央選挙管理委員会事務総長、中央行政機関及びその所属機関と地方自治団体については行政自治部長官をいう。
- (5) 「電子文書」とは、コンピューター等情報処理能力を持った装置によって電子的形態で作成され、送・受信又は貯蔵される情報をいう。
- (6) 「電子官印(=公印)」とは、電子文書を作成した行政機関、補助機関又は補佐機関の身元と電子文書の変更の有無を確認することのできる情報で当該文書に固有のものをいう。

2 電子文書の作成等

電子文書の作成、電子公文書の成立、電子文書の送・受信、到達時期に関する条文を紹介する。なお、第19条第4項は、電子文書等が文字化けした場合に関する条項である。また、電子文書の送受信の時期に関しては、第7章第5節(40ページ)も参考に併せてお読みいただきたい。

- ◇第 16 条（電子文書の作成等） 行政機関の文書業務は、電子文書を基本として、作成・発送・受付・保管・保存及び活用されなければならない。ただし、業務の性格その他に特別な事情がある場合にはこの限りではない。
- 2 行政機関は、当該機関で受付又は発送する文書の書式について、電子文書に適合した書式を準備して、これを活用することができる。
 - 3 行政機関の電子文書（以下、「電子公文書」という。）の作成・発送・受付・保管・保存及び活用と電子文書の書式の作成方法等に関して必要な事項は、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。
- ◇第 17 条（電子公文書の成立等） 電子公文書は、当該文書に関する決裁（国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める電子的手段による決裁をいう。）があることによって成立する。
- 2 行政機関の補助機関又は補佐機関が委任専決又は代決した電子公文書は、これを該当補助機関又は補佐機関の電子官印で発送することができる。
- ◇第 18 条（電子文書の送・受信） 個人、法人又は団体が本人であることを確認する必要がある電子文書を行政機関に送信しようとする場合には、電子署名法第 2 条第 2 号の規定によるデジタル署名又は他の法令によって本人であることを確認するために認定された電子的手段（以下、「デジタル署名等」という。）を利用して送信しなければならない。
- 2 発送又は到達時期を明らかにする必要がある電子文書は、発送又は到達時点を客観的に確認できるように、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める電子的方法を利用して送信又は受信しなければならない。
- ◇第 19 条（電子文書の発送及び到達時期） 行政機関に送信した電子文書は、当該電子文書の送信時点がコンピューターによって電子的に記録された時、その送信者が発送したとみなす。
- 2 行政機関が送信した電子公文書は、受信者が指定したコンピューター等に入力された時に、その受信者に到達したとみなす。ただし、指定したコンピューター等がない場合には、受信者が管理するコンピューター等に入力された時にその受信者に到達されたものとみなす。
 - 3 特定の期限日までに到達されなければならない文書等を、送信者が期限前に第 18 条第 2 項の規定による電子的方法によって、電子文書で発送し、当該受信者のコンピューター又は関連装置の障害によって期限内に到達しない場合には、当該送信者に限って障害が除去された翌日に期限が到来したものとみなす。

- 4 行政機関に到達した電子文書が判読できない状態で受信された場合には、当該行政機関は、これを効力のない文書とみなし、補完に必要な相当な期間を定めて、補完を要求しなければならない。行政機関が発送した電子公文書が判読できない状態で受信者に到達した場合には、これを適法に到達した文書とみなさない。

3 電子官印の認証

電子官印の認証に関する条文は、次のとおりである。

◇第 20 条（電子官印の認証） 電子公文書には、電子官印を使用する。ただし、行政機関は、電子取引基本法第 2 条第 4 号の規定による電子取引を効率的に運営するため、電子署名法第 2 条第 2 号の規定によるデジタル署名を使用することができる。

- 2 中央事務官長機関の長は、電子官印についての認証業務を行う。
- 3 中央事務官長機関の長は、第 2 項の認証業務を行うにあたっては、電子署名法第 2 条第 2 号の規定によるデジタル署名との互換性を高めるために情報通信部長官と協議して、電子官印についての技術標準を整備し、電子官印とデジタル署名が相互に連携できる方案を準備しなければならない。
- 4 第 2 項の規定によって認証を受けた電子官印がある場合には、当該電子官印を電子公文書に表示した行政機関又は補助機関及び補佐機関が所属する行政機関の官印又は公印とみなし、当該電子公文書は電子官印が認証された後に、その内容が変更されてないと推定する。
- 5 電子署名法第 26 条の規定は、電子官印の認証業務に関して、これを準用する。この場合、「公認認証機関」を「中央事務官長機関の長」と、「認証書」を「電子官印」とみなす。
- 6 電子官印の認証業務に関して必要な事項は、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

4 電子公文書等の標準化

電子公文書等の標準化に関する条文は、次のとおりである。

◇第 25 条（標準化） 中央事務官長機関の長は、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところより電子公文書、行政コード及び行政機関で共通的に使用される行政業務用のコンピューター等の標準化のために必要な措置をとることができる。

5 電子的民願処理等

電子的民願処理等の民願に関する条文は、次のとおりである。

◇第 33 条（電子的民願処理） 行政機関の長は、当該機関で処理する民願事項等について、関連法令（地方自治団体の条例及び規則を含む。以下同じ。）で文書・書面・書類等のペーパー文書で申請・申告又は提出等（以下、この条で「申請等」という。）をするよう規定していても、これについて電子文書で申請等をさせることができる。

2 行政機関の長は、民願事項等処理するにあたって、その処理結果を関連法令で文書・書面・書類等のペーパー文書で通知・通報等（以下、この条で「通知等」という。）をするよう規定していても、本人が希望したり、民願事項等を電子公文書で申請等した場合には、これを電子公文書で通知等することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により電子文書で申請等をした、電子公文書で通知等をした場合には、当該法令で定めた手続きにより申請等又は通知等をしたこととみなす。

4 行政機関の長は、第 1 項の規定により民願事項等を電子文書で申請等をさせたり、第 2 項の規定により電子公文書で通知等をする場合には、インターネットを通じて、事前にその民願事項等又は通知等の種類と処理手続きを国民に公表しなければならない。

◇第 34 条（非訪問民願処理） 行政機関の長は、民願を行う者が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理できるよう関連法令の整備、必要な施設及びシステムの構築等のさまざまな措置を準備しなければならない。

2 行政機関の長は、第 1 項の規定による非訪問民願処理制度の施行のため、インターネットに電子民願ホームページを設置・運営することができる。

3 中央事務官長機関の長は、行政機関の電子民願ホームページの設置・運営を支援し、これにリンクした統合電子民願ホームページの設置・運営方を設けなければならない。

4 民願を行う者が第 2 項の規定による電子民願ホームページを通じて民願申請した場合には、当該電子民願ホームページを設置・運営する機関に直接民願申請したとみなし、第 3 項の規定による統合電子民願ホームページを通じて民願申請した場合には、当該民願の所管機関に直接民願申請したとみなす。

5 電子民願ホームページの設置・運営に関して必要な事項は、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

◇第 35 条（身元確認） 行政機関の長は、民願事項等処理するにあたって、当該民願を申請する者の身元を確認する必要がある場合には、デジタル署名

等を通じてその身元を確認することができる。

6 電子的告知・通知等

電子的告知・通知に関する条文は、次のとおりである。なお、地方税電子告知に関しては、第6章第4節(34ページ)を参照されたい。

◇第36条（電子的告知・通知） 行政機関の長は、関連法令で告知書・通知書等のペーパー文書で告知・通知等をするように規定していても、本人が希望する場合には、これを電子公文書で告知・通知することができる。

2 第1項の規定により電子公文書で告知・通知等をした場合には、当該法令で定めた手続きにより、告知・通知等をしたこととみなす。

3 行政機関の長が第1項の規定により告知・通知等を電子公文書で行う場合には、インターネットを通じて事前にその告知・通知等の種類と手続きを国民に公表しなければならない。

4 電子公文書による告知・通知等の事項に関して必要な事項は、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

7 手数料等

手数料等に関する条文は、次のとおりである。

◇第38条（手数料等） 行政機関の長は、他の法令で税金・手数料・過怠料・過徴金・反則金・罰金・過料等を現金・収入印紙・収入証紙その他の形態で納付するよう規定していても、情報通信網を利用して電子貨幣・電子決済等の方法でこれを納付させることができる。

2 行政機関の長は、インターネットを通じて提供する行政情報により特別な利益を得た者がいる場合には、当該行政情報を利用する者から手数料を徴収することができる。

3 行政機関の長は、不特定な多数の人にインターネットで有用な行政情報を提供する場合で、持続的に当該行政情報を更新する必要がある場合には、当該行政情報を提供するインターネットホームページに商業的な広告を誘致し、その収益を当該行政情報更新のための費用の全部又は一部に充当することができる。

8 関係法

電子政府法に関係する関係法の関係条文は、次のとおりである。

(1) 電子署名法

電子政府法に関係する電子署名法の関係条文は、次のとおりである。

◇第2条（定義） この法で使用する用語の定義は次のとおりである。

- (1) 「電子文書」とは、コンピューター等情報処理能力を持った装置によって電子的な状態で作成、送受信または保存された情報をいう。
- (2) 「デジタル署名」とは、電子文書を作成した者の身元と電子文書の変更の有無を確認することができるように非対称暗号化方式を利用して、デジタル署名生成鍵で生成した情報で該当電子文書に固有のものをいう。
- (3) 「デジタル署名生成鍵」とは、デジタル署名を生成するため利用する電子的情報をいう。（注：秘密鍵ともいう。46 ページ参照。）
- (4) 「デジタル署名検証鍵」とは、デジタル署名を検証するために利用する電子的情報をいう。（注：公開鍵ともいう。46 ページ参照。）
- (5) 「デジタル署名鍵」とは、デジタル署名生成鍵とこれに合致するデジタル署名検証鍵をいう。
- (6) 「認証」とは、デジタル署名検証鍵が、自然人または法人が所有するデジタル署名生成鍵に合致するという事実を確認・証明する行為をいう。
- (7) 「認証書」とは、デジタル署名検証鍵が、自然人または法人が所有するデジタル署名生成鍵に合致するという事実等を確認・証明する電子的情報をいう。（注：公開鍵証明書ともいう）

◇第26条（賠償責任） 公認認証機関は、認証業務遂行に関連して加入者又は認証書を信頼した利用者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が不可抗力や利用者の故意又は過失によって発生した場合には、その賠償責任が軽減又は免除される。

(2) 電子取引基本法

電子政府法に係る電子取引基本法の関係条文は、次のとおりである。

◇第2条（定義）

- (4) 「電子取引」とは、財貨や用役の取引において、その全部又は一部が電子文書により処理される取引をいう。

◎注：電子政府法及び電子署名法の原文は、電子署名とデジタル署名を区別しておらず、原文では単に「電子署名」となっているが、本レポートでは電子署名のうち、公開鍵暗号方式に基づく電子署名を「デジタル署名」と翻訳した。なお、「デジタル署名生成鍵」は秘密鍵のことを、「デジタル署名検証鍵」は公開鍵のことを、「認証書」は公開鍵証明書のことをいう。（46 ページの用語解説参照）

第3章 申請手続きへのインターネットの利用

1 はじめに

現在、ソウル特別市では、「ソウル市総合民願室」をホームページ上に開設し、インターネットを利用した市及び区に対する諸申請の受付等を行っている。

「ソウル市総合民願室」で行っている業務は、1. 民願案内及び書式提供、2. 民願相談、3. オンライン民願申請、4. 民願処理オンライン公開システム(第4章で詳しく取り上げる)、5. 申告センター、6. その他(追加民願サービス)、7. インターネットフォン・サービスの7業務である。本章では、4、7を除く5つの業務を紹介する。

〔「ソウル市総合民願室」の最初の画面〕

ソウル市総合民願室 開かれたソウル、開かれた未来 ソウル市民願室に
サイバー上の総合民願サービス窓口 来られたことを歓迎します

- ① 民願案内及び書式提供 ② 民願相談
- ③ オンライン民願申請 ④ 民願処理オンライン公開システム
- ⑤ 申告センター

追加民願サービス

サイトマップ

インターネットフォンサービス

(サイバー民願 (個別公示 (自動車 (不動産仲介 (地方税サイ (関連
配達センター) 地価案内) 税計算) 手数料計算) バー納付) サイト)

2 民願案内及び書式提供

ソウル特別市役所及び事業所に対する申請書 375 種類、区役所及び洞事務所に対する申請書 500 種類、合計 875 種類の書式の閲覧とダウンロードができる。

ソウル特別市役所及び事業所に対する申請書の場合、女性・児童、住宅・建築・道路・地籍、保健・衛生、環境・公園緑地・清掃、上下水道、産業・経済・税金、文化・観光・体育、消防、交通・自動車、その他の 10 分野に分類されている。15 ページの表 1 では、このうち、女性・児童分野(21 種)を紹介した。

3 民願相談

サイト上に相談事項を登録し、オンライン上で回答を受けることができる。一般的な相談の場合は7日以内、法律の解釈などを必要とする場合は14日以内に回答される。

なお、民願事務処理に関する法律施行令第2条第1項に基づき、匿名での相談はできないことになっている。

相談登録の際には、相談内容の公開、非公開の選択が可能である。

市役所内での直接訪問相談の予約もインターネットで行うことができる。

なお、相談対象業務はソウル特別市役所及び関連事業所で行っているすべての業務であり、区役所及び洞事務所で行っている業務は対象外である。

4 オンライン民願申請

ソウル特別市役所及び関連事業所に対しては19種類、区役所及び洞事務所に対しては14種類の民願申請をインターネットを通じて行うことができる。(16ページの表2及び表3参照)

証明書類等は、窓口、郵便、宅配(一部申請のみ)での受け取りが可能である。

手数料は、窓口での受け取りの場合は窓口訪問時に直接支払うことになっている。郵便での受け取りの場合は、発給手数料と普通書留料(1,170W)、速達書留料(1,340W)を指定金融機関の口座に振り込むと、入金確認後に書類が送付される。発給手数料は土地利用計画確認の場合、筆地当たり1,000Wである。

なお、宅配での受け取りについては、5の(1)サイバー民願配達センターを参照されたい。

5 申告センター

生活上の苦情などの解決のために、交通苦情、規制緩和、親切・不親切公務員等の14種類の申告を受付している。(16ページの表4参照)

6 その他(追加民願サービス)

その他(追加民願サービス)としては、(1)サイバー民願配達センター、(2)個別公示地価案内、(3)自動車税試算案内、(4)不動産仲介手数料計算案内、(5)地方税納付(第5章で詳しく取り上げる。)の5つがある。

(1) サイバー民願配達センター

インターネットで民願書類を申請し、翌日希望場所で受け取ることのできるサービスであり、発給申請及び配達を受けることのできる民願書類は、本人確認が必要のない申請書類11種である。(16ページの表3及び17ページ

の表 5 参照)

ア 手数料

手数料は、発給手数料＋配達手数料(計 500W)で、民願書類の申請の際に、サイバー配達センターにサイバーパス*(総合情報通信カード)、インターネットバンキング、クレジット・カードを利用して支払う。(ただし、一部のクレジット・カードでは、1000W 未満の決済が不可能である。)

発給手数料は、例えば地籍図謄本の場合、筆地当り 700W (A4) / 1,400W (B4) である。

*サイバーパス(総合情報通信カード)とは、次のことをいう。

インターネットショッピング等に使用できる多機能カードで、韓国で最多の 500 以上のウェブサイトでの電子決済が可能な電子貨幣である。

(株) デイコムサイバーパス (<http://www.cyberpass.com>) が販売している。5 千 W、1 万 W、2 万 W、3 万 W、5 万 W、10 万 W の 6 種類がある。

追加入金することで何度でも使用が可能で、その場合は最大 100 万 W まで入金可能である。

有効期間は発行後 2 年間であるが、使用・追加入金することで自動的に 1 年間延長される。

サイバーパスの使用方法は、①会員加入後、ログイン→②サイバーパス購入→③「MY サイバーパス」に登録→④加盟店で商品購入→⑤決済(→⑥再入金して再使用する)である。

イ 配達日

午後 3 時までに民願申請すると翌日書類が配達される。午後 3 時以降の場合は、翌々日に配達され、土曜日の午前 11 時までの申請は、月曜日に配達される。

(2) 個別公示地価案内

個別公示地価*の閲覧ができる。また、個別公示地価とは何かについての解説がある。

*個別公示地価とは、次のことをいう。

- ・ 1989 年度に土地公概念制度が始まり、それまでの建設交通部の基準地価、行政自治部の課税時価標準額、国税庁の基準時価、税制経済部の鑑定時価等で多元化されていた土地価格体系をひとつに統一する必要が生じ、同年 4 月の「地価公示及び土地等の評価に関する法律」の制定に基づき、公的地価制度としての「公示地価」が誕生した。

- ・ 「公示地価」は、大きく「標準地公示地価」と「個別公示地価」に区分され、「個別公示地価」とは、建設交通部長官が毎年公示する標準値公示地価と土地 価格比準表を基準として、土地所在地の区長が管轄内の土地の特性を調査し、その特性を標準地公示価の土地特性と比較して、地価を算定した後、鑑定評価士の検証と土地所有者の意見聴取、区土地評価委員会の審議及び建設交通部長官の確認の手続きなどを経て、区長が決定・公示する個別の土地の単位面積（㎡）価格をいう。

(3) 自動車税試算案内

自動車税の試算ができる。また、納税義務者、納期日、課税対象、課税標準、税率、納付方法、一括計算制度、自動車税を滞納した場合の不利益、移転登録及び移管登録の際の納税事実証明書の提示または提出義務等についての説明がある。

(4) 不動産仲介手数料計算案内

不動産仲介手数料試算ができる。また、不動産仲介業分野消費者保護センターの住所等の紹介がある。

表 1 「総合民願室で提供される書式」(女性・児童分野)

No	提供書式	担当部署
1	公共職業能力開発訓練生募集	南部女性発展センター
2	教育訓練施設委託申請	女性政策官室(女性政策担当官)
3	教育訓練施設委託廃止申告	女性政策官室(女性政策担当官)
4	教育訓練施設入所申請書	女性政策官室(女性政策担当官)
5	教育訓練施設休止申告	女性政策官室(女性政策担当官)
6	教育訓練施設所在地名称代表者変更申請	女性政策官室(女性政策担当官)
7	社会福祉法人設立許可申請	女性政策官室(女性政策担当官)
8	社会福祉法人役員就任承認申請	女性政策官室(女性政策担当官)
9	社会福祉法人定款変更認可申請	女性政策官室(女性政策担当官)
10	生活文化教室受講申請	女性政策官室(女性政策担当官)
11	受講願書	中部女性発展センター
12	受講願書	北部女性発展センター
13	受講願書	南部女性発展センター
14	施設使用申請書	中部女性発展センター
15	施設使用申請書	北部女性発展センター
16	施設使用申請書	南部女性発展センター
17	児童保護申請	女性政策官室(女性政策担当官)
18	児童委託申請	中部女性発展センター
19	児童委託申請	北部女性発展センター
20	児童委託申請	南部女性発展センター
21	養父母家庭調査申請	市立児童相談所

表2 [インターネットを通じて申請できる民願①] (ソウル特別市等)

番号	民願事務名	処理担当課名
1	経歴証明申請	自治行政課
2	過誤納付金返還請求	水道事業所 料金課
3	教育訓練施設休止申告	女性開発担当官
4	給水業種変更申請	水道事業所 料金課
5	労働組合設立申告書再交付	雇用安定課
6	団体交渉及び争議行為支援申告	雇用安定課
7	たばこ消費税納税担保確認書	税務運営課
8	都市ガス事業者の地位承継申告	産業政策課
9	名義変更申告	水道事業所 料金課
10	博物館の開放日数短縮承認、休館申請	文化財課
11	私設消火栓練習使用申請	水道事業所 料金課
12	上水道民願申請(随時事項)	水道事業所
13	水道計量器の検定試験申請	水道事業所 料金課
14	水道料金の納付証明	水道事業所 料金課
15	養父母家庭調査申請	児童相談所
16	異議申請	水道事業所 料金課
17	収容証明書	市立婦女保護所
18	河川の専用許可期間延長許可(遊船場設置、船舶運行)	漢江管理事業所 運行管理課
19	河川の専用許可期間延長許可申請(土地専用)	漢江管理事業所 運営課

表3 [インターネットを通じて申請できる民願②] (区役所及び洞事務所)

区 分	民願事務名
土地及び建築物 関連の証明 (10種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用計画確認書* ・ 林野台帳* ・ 地籍図謄本* ・ 個別公示地価確認書* ・ 旧土地台帳* ・ 土地台帳* ・ 建築物管理台帳(一般、集合)* ・ 林野図謄本* ・ 数値地籍簿 ・ 旧林野台帳*
その他の証明 (4種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護対象者証明 ・ 不動産登記用登録証明 ・ 医療保護対象者証明 ・ 工場登録証明*

(注：*印がサイバー民願配達サービスの対象書類《11種類》)

表4 [申告センターの申告対象] (14種類)

交通苦情民願コーナー、規制緩和、道路標示板、不動産仲介業者違法行為、不正・不良食品、不条理、市民苦情民願、親切・不親切公務員、退廃・変態営業、青少年有害業者、災害危険施設、自動車排気ガス過大排出車両、環境への警鐘、その他生活苦情事項

表5〔サイバー民願配達センターの画面〕（土地／林野台帳申請画面）

サイバー民願配達センター

インターネットで民願処理を申請してくだされば、
翌日希望の場所へ配達いたします。

◎ 土地／林野台帳申請

▲ 個人の重要な個人情報、法によって安全に保護される事を原則としています。
本日、申請された書類は〇〇月〇〇日に配達されます。

土地所在地 郵便番号検索

住所の続き

申請書類

発給通数 通

決済方式 朝興銀行 住宅銀行 ハンビット銀行 外換銀行
ビザカード 国民カード LGカード 畜農（漁協等）
三星カード 新韓カード 東洋アメックスカード
サイバーパス（総合情報通信カード）

申請者氏名

電話番号 - -

受取住所 郵便番号検索

住所の続き

Eメール

メモ事項

携帯電話またはポケベルの番号を入力してください。

第4章 インターネットを通じた事務処理過程の公開

第1節 はじめに

ソウル特別市は、1999年4月からインターネット民願公開システム（OPENシステム）を実施し、その後、対象業務を段階的に拡大してきた。

OPENシステムは、公開対象となっている民願事務すべての処理過程をインターネットを通じて公開する一種の情報公開制度であるが、その最大の特徴は誰もが見ることができる点にあり、事前登録やパスワード等は必要なく、サイトにアクセスさえすれば、公開内容を見ることができるシステムになっている。

そのため、公開対象は54業務に限定されている。（2001年3月現在）

他方、行政自治部は別途、事務処理公開システムを開発し、2000年に京畿道水原市等で試験運用を行った後、ソウル特別市・区を除くすべての自治体に導入した。

この事務処理公開システムは、原則として申請者本人だけが見ることのできる非公開方式であるため、公開対象業務は原則としてすべての民願業務である。

自治体によって、所管する民願業務が異なるため、公開対象業務数は自治体によって異なるが、京畿道水原市の場合は次の479業務である。

なお、事務処理過程公開システムは、現在272行政機関（中央機関24団体、地方自治体248団体）に導入されており（表1参照）、各団体のサイトはすべて「政府代表電子民願室」（<http://minwon.korea.go.kr>）にリンクしている。

表1 [中央・地方自治体の事務処理公開システム導入状況]（2000年12月現在）

中央機関	行政自治部開発システム	海洋水産部、科学技術部、行政自治部、財政経済部、産業資源部、統一部、農林部、文化観光部、法務部、公正取引委員会、法制処、農村振興庁、山林庁、国家報勲処、国税庁、文化財庁、食品医薬安全庁、国政広報処、青少年保護委員会、海洋警察庁（20）
	独自導入	建設交通部、法務部、国民苦情処理委員会、気象庁（4）
	現在整備中の機関	環境部、情報通信部、労働部、関税庁、中小企業庁、特許庁、金融監督委員会、鉄道庁（8）
自治体	行政自治部開発システム	広域団体16のうちソウル特別市を除く15団体、基礎自治体232のうちソウル特別市内の自治区を除く207団体（222）
	OPENシステム	ソウル特別市、ソウル特別市内の自治区25団体（26）

第2節 OPEN システム(ソウル特別市)

ソウル特別市の OPEN システムでは、市及び区の公開対象となっている民願事務のすべての処理過程をインターネットを通じて見ることができる。

このシステムは、ソウル特別市が独自開発したものであり、事前登録やパスワード等は必要なく、誰でも公開内容を見ることができる。

1 公開対象

54 業務に限定されている。(20 ページの表 2 参照)

2 照会方法

ソウル市のホームページ(<http://www.metro.seoul.kr/>)にアクセス→②「民願処理オンライン公開システム」(<http://open.metro.seoul.kr>)をクリック→③「スタート」をクリック→④民願処理公開室業務目録から知りたい業務をクリック→⑤各業務の一覧表から知りたい事業をクリック→⑥公開文書を見る。

3 公開内容

具体的な公開内容は、「建築許可及び審議」を例として項目別に挙げると、件名、位置、業務実行過程、決裁実行状態、内容、関連図書備置場所、担当部課、担当者名、当初入力日、最終修正日、Eメールアドレス、電話番号である。(23 ページの表 3 参照)

第3節 インターネット公開システム(京畿道水原市)

京畿道水原市は、行政自治部(自治情報化担当官室)と大田広域市が共同開発した民願処理過程公開システムを 2000 年 7 月から本格運用している。

ソウル特別市の OPEN システムとの大きな違いは、原則として申請者だけが見ることのできる点にある。従って、同システムで公開情報を見るためには、申請者自身の名前と申請時に指定されたパスワードを入力しなければならない。

1 公開対象

許可、認可、承認、免許、特許、質疑、建議、異議、同意の 9 種類の業務が原則として公開対象であり、水原市の場合は 479 の業務が対象である。(なお、中央行政機関の場合は、合計で 325 業務である。また、地方自治体の場合は、合計で 571 業務である。)

ア 管理機関が行政自治部である公開業務 (水原市 - 40 業務)

行政財産の使用許可、公有財産買収申請、危険物製造所等の設置許可、危険物製造所等の変更(位置、構造、設備及び品目)許可、土地掘削等(変更)許可、動力設備設置(変更)許可、温泉利用許可、地下水開発許可、屋外広告物等の許可(申告)事項変更許可(申告)、屋外広告物等の表示期間延長許可(申告)、寄付金品募集許可、寄付金品募集許可事項変更申告、非営利法人設立許可、法人定款変更許可、残余財産処分許可、小河川工事施行(小河川占用、使用)許可、小河川占用・使用期間延長申請、小河川原状回復義

務免除申請、廃川敷地交換申請、屋外広告物等の表示許可又は申告、セマウル金庫新規設立認可、予防規定制定(変更)認可、消防施設工事業譲渡・譲受認可申請、消防施設工事業合併認可申請、小河川工事竣工検査申請、遊船及び渡船事業の免許又は申告、雑種財産貸付契約、公有財産貸付契約更新、公有財産買収人名の変更承認、地方税期限延長(承認)申請、地方税猶予等の申請、過誤納付金譲渡申請、亡失徴収金の納入義務免除申請、地方税減免申請、民防衛教育訓練猶予(免除)申請、民防衛隊動員猶予申請、民防衛準備命令履行期間延長申請、負傷者加療申請、現地教育訓練申請、連合民防衛隊組織申請。

イ 管理機関が行政自治部以外である公開業務（水原市 - 439 業務《略》）

2 照会方法

①京畿道水原市のホームページ (<http://city.suwon.kyonggi.kr>) にアクセス→②「民願処理インターネット公開システム」をクリック→③メニューのうち、「自己民願検索」をクリック→④「申請者確認」画面が出てくる→⑤申請者の氏名と申請時に指定されたパスワードを入力→⑥「民願処理公開」画面が出てくる(申請者自身の民願のみ)→⑦見たい民願事務名をクリック→⑧「民願処理詳細内容」画面に現在の処理過程が出てくる。また、「民願処理詳細内容」画面の下段に受付 - 調査 - 審査 - 協議等 - 期限延長 - 処理結果と表示されたバーが出てくるので、その表示の色によって事務手続きの進捗状況がわかる。

完了を意味する赤い表示の項目をクリックすると、既に終了した処理内容をことのできる。

3 公開内容

受付日時、申請事務名、処理基準、協議内容、処理結果の詳細、処理期限、関連法規、留意事項、部署名、担当者、Eメールアドレス等である。

表2 [OPEN システムの公開対象業務] (10 分野 54 業務)

分野	オンライン公開対象業務	公開基準
住宅・建築分野 (7 業務)	都心再開発事業	すべての業務
	建築許可及び審議	すべての業務
	住宅再開発事業	すべての業務
	住宅建設事業	再建築、組合住宅、民営住宅
	住居環境改善事業地区内での建築許可	建築許可
	建築士行政処分	建築士の行政処分
	屋外広告物等表示許可	屋外広告物、全看板広告

分野	オンライン公開対象業務	公開基準
建設分野 (6業務)	補償業務	市負担都市計画事業による協議補償、未払い補償事業
	施設工事の施工	5千万W以上の公開競争契約(100万W以上のすべての随時契約)
	建設技術用役	・基本・実施設計、設計協議、責任管理は3千万W以上(すべての随時契約)
	施設物維持管理に対する年間単価契約	すべての業務
	建設業登録	一般建設業(5種)、専門建設業(33種)
	河川占用許可	河川占用許可
産業・経済分野 (7業務)	都市ガス消費者料金調整	すべての業務(ソウル市のみ)
	大規模店舗の開設及び変更登録	ソウル市:百貨店、ショッピングセンター、卸売りセンター 各区役所:市場、大型店
	中小企業育成資金の支援	すべての業務(ソウル市のみ)
	工場設立の承認及び登録	すべての業務(登録、移転、増設等)
	ガス業許可及び行政処分	液化石油ガス事業
	石油販売業登録及び行政処分	小売業給油所
保健・福祉分野 (2業務)	畜産物関連業申告及び行政処分	食肉、食肉付産物、牛乳類、輸入販売業
	社会福祉施設の委託契約	すべての業務
環境分野 (8業務)	風俗業の許可及び行政処分	風俗酒場
	公園用地の購入	すべての業務
	廃棄物処理業の許可及び代行契約	生活(建設)廃棄物収集・運搬業
	大気汚染物排出施設設置許可及び行政処分	大気汚染物排出施設設置
	糞尿等関連営業許可及び行政処分	収集運搬、処理業
	車両検査代行者の登録及び行政処分	検査代行、指定整備業者
	飛散粉じん発生事業場事前申告及び行政処分	粉じん発生事業場
	有毒物営業の登録及び行政処分	環境部告示 505 種の事業者
騒音振動排出施設設置許可及び行政処分	騒音振動排出事業場	

分野別	オンライン公開対象業務	公開基準
消防分野 (2業務)	消防施設完工検査	すべての業務
	危険物製造所等設置許可及び行政処分	危険物製造所等設置許可、完工検査 及び行政処分
都市計画 分野 (3業務)	土地形質の変更行為許可	すべての業務
	都市計画の決定及び変更	すべての業務
	開発制限地域内の土地形質変更許可	すべての業務
交通分野 (11業務)	交通影響評価	すべての業務
	タクシー料金調整	すべての業務(ソウル市のみ)
	コミュニティバス路線新設及び調整	すべての業務
	市内バス路線調整	すべての業務
	高速市外バスターミナル事業施行許可	すべての業務
	貨物自動車運送事業登録	すべての業務
	産業用車両行政処分	バス、貨物、レンタカー等の法規違反
	個人タクシー運送事業免許譲渡譲受認可	譲渡譲受
	引越貨物運送あっせん事業者行政処分	引越荷物センター営業
	自動車管理事業登録及び行政処分	売買業、整備業、廃車業
	バス料金基準及び料率調整	すべての業務(ソウル市のみ)
文化・観 光分野 (7業務)	体育施設業登録(申告)及び行政処分	総合体育施設、ビリヤード場、ダンス場、ダンス教室業
	区民体育センター委託契約	すべての委託契約
	流通関連業登録及び行政処分	カラオケ、ビデオ鑑賞室業
	観光事業計画承認	観光事業計画承認
	観光事業登録	観光事業登録
	地域文化行事推進	総事業額3千万W以上の大型業者 選定施行事業
建築物内の美術装飾品設置審議	延べ面積1万㎡以上の建物	
行政 (1業務)	物品の購入	物品当り2千万W、購買総額1億W 以上

表3 [OPEN システムの公開文書]

建築許可及び審議	
事業名： サニーパーク・オフィステルの新築	
件名： 使用承認申請	
位置： 鍾路区鍾路1番地	
業務実行過程： 建築許可申請	処理完了(2001/02/27)
建築許可関連部署との協議	処理完了(2001/03/03)
現場調査及び建築法令の基 本条件検討	処理完了(2001/03/15)
建築許可書交付	処理完了(2001/03/28)
着工申告書提出	処理完了(2001/04/19)
使用承認申請	未処理
決裁実行状態： 決裁権者等	処理日 処理入力日
担当	2001/08/12 2001/08/12 16:30
担当主事	2001/08/12 2001/08/12 17:10
課長	決裁進行中
内容： (1) 申請日：	2001年08月12日
(2) 申請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・位置：鍾路区鍾路1番地 ・敷地面積：3,000m² ・地域・地区：一般住居地域 ・規模：地下3階、地上7階、 延べ面積12,000m² ・用途：業務用施設 ・建ぺい率：58.76% ・容積率：250.43% ・施工者：延世建築 ・管理者：梨花商事
(3) 今後の予定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用承認に必要な建築物の調査・検査の仕事は、管理建築士が作成した管理完了報告書や検査調書に基づいて処理することになり、公務員による現場調査は行いません。 ・書類検討後、特に理由のない限り、3日以内に使用承認処理を行います。
関連図書備置場所：鍾路区都市管理局建築課	
担当部課	鍾路区都市管理局建築課 E-mail hong@seoul.kr
担当者	洪吉童 電話番号 02-733-56XX
当初入力日	2001/02/27 最終修正日 2001/08/12 17:10:20

第5章 地方税のサイバー納付

第1節 はじめに

韓国では、地方税の納税者の便宜を図るため、1994年に自動口座振替制度、1995年にPC通信バンキング制度、1996年にテレホンバンキング、1997年にクレジットカード納付制度、2000年5月にサイバー納付制度が導入されている。

2000年9月末現在、自動口座振替制度を施行している自治体は159団体、PC通信バンキングを施行している自治体は20団体、テレホンバンキングを施行している自治体は43団体、クレジットカード納付制度を施行している自治体は84団体、サイバー納付制度を施行している自治体は75団体である。

サイバー納付の場合、銀行口座からのインターネットバンキングによる納付が一般的であるが、クレジットカードのキャッシングを利用したサイバー納付制度を併用している自治体もあるので、本章ではこの2つを紹介する。

第2節 インターネットバンキングを利用したサイバー納付制度 (ソウル特別市)

ソウル特別市では、2000年5月から納税者がインターネットに接続したパソコンを利用してソウル特別市税及び各区税を納付するサイバー納付制度を25区役所すべてで実施している。ソウル特別市は、クレジットカードのキャッシングを利用したサイバー納付制度も採用しているが、ここではインターネットバンキングを利用する方法に絞って紹介する。(なお、ソウル特別市税は、各区が徴収を請け負う。詳しくは、31ページ補足2を参照。)

1 対象税目

登録税を除くすべての地方税(16税目：取得税、住民税、自動車税、走行税、農業所得税、屠畜税、たばこ消費税、競走・馬券税、地域開発税、免許税、都市計画税、共同施設税、財産税、総合土地税、事業所税、地方教育税)

(2001年3月現在。ソウル特別市税及び各区税のうち、サイバー納付コードで発給されたOCR告知書が対象である。ただし、住民税の特別徴収、事業所税《従業員割》は、告知書がなくても納付が可能である。なお、ソウル特別市税等については、29ページの表1、表2及び表3参照。)

2 サイバー納付を行うための事前手続き

納税者が、取引銀行に「電子金融(インターネットバンキング)利用申請」をする必要がある。

3 納付手続き(インターネットバンキング利用)

①各区役所が地方税告知書を発送→②納税義務者がソウル特別市または各区役所、取

引銀行のホームページにアクセス→③「サイバー納付」をクリック→④自動振替申請→⑤サイバー納付コードを入力→⑥即時振替または予約振替を選択→⑦納付承認→⑧各銀行が収納し、ソウル特別市指定金融機関に送金→⑨ソウル特別市指定金融機関が自治体に収納を通知→⑩各自治体が納税者に領収書を送付する。

(予約振替申請の場合、納付日当日に口座残高が不足していると振替ができず、滞納となる。納付領収証がすぐに必要な場合は最終納付承認画面を印刷すれば記録用として使用できる。)

第3節 クレジットカードのキャッシングを利用したサイバー納付制度 (光州広域市)

光州広域市では、2001年1月から納税者がインターネットを通じてクレジットカードのキャッシングを行い、市・区税を納付するインターネット納付制度を実施している。光州広域市は、インターネットバンキング方式も採用しているが、ここではクレジットカードによる納付制度に絞って紹介する。

1 対象税目

免許税、財産税、総合土地税、自動車税、住民税(均等割)の定期分地方税。
(2001年3月現在。今後、登録税を除く全税目に拡大する予定である。)

2 サイバー納付を行うための事前手続き

納税者が、当該クレジットカード会社のカードの発行を受ける必要がある。
(ただし、LGキャピタル株の場合は、他社のカードの利用とクレジットカード未所有者のキャッシング納付も可能である。)

3 納付手続き(クレジットカード・キャッシング利用)

①地方税告知書を送付→②納税者が光州広域市、各区役所のホームページまたはクレジットカード会社のホームページにアクセス→③「地方税電子金融納付」をクリック→④クレジットカード会社名をクリック→⑤「地方税納付」をクリック→⑥「光州広域市」をクリック→⑦地方税貸出約款に同意→⑧カードを選択→⑨クレジットカード番号、パスワード、金額、振替番号を入力(他社のカードを利用する場合またはカードを未所有の場合は、住民登録番号を入力)→⑩カード会社は、申請者と納税者が同一人物であるかどうかを確認した後、キャッシングを行い、地方税を収納→⑪カード会社は、6営業日後に収納金を指定金融機関へ振替→⑫指定金融機関は自治体へ収納内訳を通知→⑬所定期間後、カード会社は納税者から所定の利子(年利18%程度)を含めた元利金を回収。
(光州広域市のホームページアドレス：<http://www.metro.kwangju.kr/>)

4 クレジットカード・キャッシングの利用条件

(1) LGキャピタル株の場合 (<http://www.lgcapital.com/main/index.html>)

- ア 利用資格：納税者（ただし、満 20 歳以上 70 歳以下の国内居住の国民に限る）
- イ 貸出限度：2 万 W～2 千万 W 限度で、2～36 ヵ月分割（一括納付可能）
- ウ 利子率：年利 14～21%程度負担（10 万 W 未満は 25%）
*貸出限度、期間、利子率は、個人信用度により異なる
- エ 利用可能時間：平日及び日曜日 9 時から 19 時、土曜日 9 時から 14 時

(2) 三星カード(株)の場合 (<http://www.samsungcard.co.kr/>)

- ア 利用資格：三星カード所持者で、納税者
- イ 貸出限度：30 万 W～1 千万 W 限度で、3～24 ヵ月分割（一括納付可能）
- ウ 利子率：年利 9.5～19%程度負担
*貸出限度、期間、利子率は、個人信用度により異なる
- エ 利用可能時間：平日 8 時 30 分から 22 時、公休日 10 時から 22 時

5 地方税委託納付代行契約書の締結

光州広域市は、同制度導入のため、2000 年 12 月に市指定金融機関である(株)光州銀行とクレジットカード会社との地方税委託納付代行契約*を締結している。

この契約書は、指定金融機関の業務一部代行機関の指定等（第 2 条）、委託地方税の納付日（第 5 条）、収納手続き（第 6 条）、検査（第 11 条）、賦課ファイルの提供（第 15 条）等を定めるものである。

*光州広域市地方税委託納付代行契約書の条文は、次のとおりである。

（光州広域市が甲、株式会社光州銀行が乙、カード会社が丙である。）

◇第 2 条(指定金融機関業務の一部代行機関の指定等) 乙は、この契約の締結と同時に、丙に地方財政法施行令第 73 条の規定に基づき、指定金融機関業務のうち地方税収納業務の一部を取扱う権限を与える。この場合、乙が受けなければならない甲の承認は完了されたものとみなす。

2 地方税委託納付代行業務は、「光州広域市公金収納事務関連指針」による。同指針の地方税納付に関連した事項と関係法令・条例・規則及び丙の提案事項は契約の一部であり、これを遵守する義務がある。

3 関係法令・条例・規則・指針及びこの契約に規定されていない事項については相互協議で決定する。

◇第 5 条(委託地方税の納付日) 丙は、委託納付する市公金収納金支給通知書を作成し、収納日を含めて 3 営業日以内に乙に提出して、6 営業日の当日に甲が定めた乙の口座に振替しなければならない。

2 第 1 項にかかわらず、甲は緊急資金が必要な時には、自らの振替分の 2 分の 1 の範囲内で早期振替を要請することができ、丙は早期振替支給分に対しては自らの振替分から差し引き、早期送金期間に該当する日数を延長して預かった後、乙に振替

する。

- 3 甲は早期送金を要請する時には、丙に3日前に引き出しの意思を書面で通知しなければならない。支給手続きは、第1項に準じる。

◇第15条（賦課ファイルの提供） 甲は振替番号と、それに対応する課税情報を甲の各区役所分を合わせて、一つの電算ファイルに作成し、丙に指定納期日前までに送付しなければならない。

2 前項の電算ファイルに含まれる課税情報は、次に限られる。

- (1) 振替番号
- (2) OCR 処理用情報

6 クレジットカード・キャッシング方式導入の背景

地方税を窓口でクレジットカードを利用して納付する制度（クレジットカード納付制度）は、1997年4月に導入（当初は自動車税が対象）され、2000年9月末現在84団体が施行している。しかし、この制度は加盟店方式（各自治体が加盟店となる方式）であるため、自治体が収納した地方税の2%（制度導入当初は1.5%）を手数料として、クレジットカード会社に支払わなければならない。

このため、京畿道議政府市の場合、市税（自動車税など8税目）を対象としてクレジットカード納付制度を施行しているが、カード手数料として年間約2千5百万Wを負担している。（市税徴収総額は、約540億Wである。）クレジットカード納付制度による地方税の収納の流れは、①納税義務者が自治体の窓口でクレジットカード納付を申出→②自治体が韓国情報通信（株）に情報を電送→③韓国情報通信（株）が承認→④自治体が領収書を交付→⑤韓国情報通信（株）が各クレジットカード会社に代金を請求→⑥各クレジットカード会社が指定金融機関に代金を支払う、である。

なお、納付日から指定金融機関資金決済まで3、4日間を必要とする。高額な税金をクレジットカード納付制度を利用して納付する場合、手数料も高額になるため、済州道北済州郡では税額500万W以下に限定して施行しているが、公平性の問題がないわけではない。

行政自治部は、このようなクレジットカード納付制度の問題点等を考慮し、2000年1月に地方財政法施行令*を改定し、クレジットカード会社を地方税収納代行機関として指定することを可能にし、カード手数料を納税者が負担する方式の導入根拠を整備した。

この新しい方式が、クレジットカード・キャッシング方式である。

[クレジットカード納付方式とクレジットカード・キャッシング方式の比較]

区 分	クレジットカード納付制度 (加盟店方式)	クレジットカード・キャッシング納付制度
概 要	・クレジットカードで一般商品を購入するように、カードを使って地方税を納付する方式である	・カード会社を収納代行機関として契約を締結し、納付者がインターネットを活用し、クレジットカードのキャッシングを受ける方式で地方税を納付する方式
メ リ ッ ト	・納付義務者の追加負担なし ・別途、新システムの構築なしに即時にカード会社との契約締結が可能である	・納税者が家庭や職場でインターネットを活用して、クレジットカード・キャッシングにより簡単に地方税を納付できる ・行政機関は別途カード会社に対する手数料の支払い負担がない ー当該カード会社は、納税者の貸出利子(年利 18%程度)と地方税納入金の6営業日の運用収益を手数料に充当するー
欠 点	・行政機関のカード手数料2%の負担が過重(99年基準で、光州広域市税の10%がカード納付された場合、7億Wが必要である) ・別途、カード照会機の導入が必要である ・納税者が課税窓口へ直接訪問して、クレジットカード納付をするため、業務が煩雑である	・クレジットカードを利用してインターネットでの地方税納付が可能であるがカード会社のキャッシングを受ける方式しか選択できない。 ・納税者にキャッシングによる金利負担が生じる ・指定金融機関とカード会社間に「課税資料確認電子システム」の構築が必要である
他 の 都 市 の 事 例	・光州広域市の他 83 自治体が施行中である	・ソウル特別市：2000年6月施行 ・釜山広域市：2001年施行予定 ・大邱広域市：2000年6月施行

* 地方財政法施行令の関係条文は、次のとおりである。

◇第73条(金庫業務の一部代行) 金庫業務を取扱う金融機関は、自治体の首長の承認を得て、その責任で他の金融機関、逓信機関、セマウル金庫法によるセマウル金庫、信用協同組合による信用協同組合、相互信用金庫法による相互信用金庫、与信専門金融業法によるクレジットカード業又は信用事業を行う当該金融機関の組合員である法人をして、金庫業務の一部を取扱わせることができる。

2 自治体の長は、必要だと認められる場合は、金庫業務を取扱う金融機関として当該自治体の長が指定する金融機関、逓信機関、セマウル金庫法によるセマウル金庫、信用協同組合法による信用協同組合、相互信用金庫法による相互信用金庫、与信専門金融業法によるクレジットカード業又は信用事業を行う当該金融機関の組合員である公法人をして、金庫業務の一部を取扱わせることができる。

表1 [ソウル特別市の地方税]

ソウル特別市税 (13)	普通税 (9)	取得税*、登録税*、住民税、自動車税、走行税、農業所得税、屠畜税、たばこ消費税、競走・馬券税*
	目的税 (4)	共同施設税*、都市計画税、地域開発税*、地方教育税*
区税 (4)	普通税 (3)	財産税、総合土地税、免許税*
	目的税 (1)	事業所税

(補足) *印がついた7種が道税である。他の10種が市(広域市を除く)・郡税である。

なお、広域市税とは、郡税及び区税を除く地方税のことである。(この表には含まれていない。)

表2 [2001年度のソウル特別市の一般会計予算(歳入)]

(単位:百万W、%)

税目等	金額	構成比	税目等	金額	構成比
取得税	878,537	10.8	登録税	1,600,785	19.7
住民税	1,562,810	19.2	自動車税	470,201	5.8
走行税	163,540	2.0	農業所得税	6	—
屠畜税	4,225	—	たばこ消費税	555,222	6.8
競走・馬券税	170,850	2.1	共同施設税	99,089	1.2
都市計画税	271,974	3.3	地域開発税	364	—
地方教育税	971,164	12.0	地方税過年度分	154,757	1.9
経常的税外収入	395,624	4.9	臨時的税外収入	459,661	5.7
国庫補助金	353,295	4.3	地方債	11,450	0.1
(地方税合計)	(6,903,524)	(85.0)	合計	8,123,554	100.0

表3 [税目別地方税の納付期間・納付期限]

税目	納付方法	納付期間・納付期限
取得税	申告納付	取得日から30日以内(相続:相続開始日から6か月以内)
	普通徴収	未申告納付者に対する15日間の期限を付与して賦課告示
登録税	申告納付	登記登録する前まで(登記登録申請書受付まで)
	普通徴収	未申告納付者に対する15日間の期限を付与して賦課告知
住民税	普通徴収	均等割住民税(毎年8月16日から8月31日) 所得税割住民税(未申告納付者に対する随時賦課告知)
	申告納付	法人税割:事業年度終了日から4か月以内 譲渡所得割:所得税申告期間満了日まで(所得税と同時に徴収) 総合所得割:所得税申告期間満了日まで(所得税と同時に徴収)
	特別徴収	当月分の次の月の10日まで

自動車税	普通徴収	定期分：第1期分(6月16日から30日まで) 第2期分(12月16日から31日まで) 随時分：中古自動車日割計算申請時に随時賦課 定期分遺漏者 1月/7月随時賦課
	申告納付	年税額一括納付(1, 3, 6, 9月)/分割納付(3, 6, 9, 12月)
走行税	申告納付	交通税納付期間と同日(翌月の末日)
農業所得税	申告納付	翌年度の1月16日から31日まで
	普通徴収	随時賦課事由(法210条)発生時、随時賦課
屠畜税	特別徴収	翌月5日まで
	普通徴収	未申告納付者に対して賦課
たばこ消費税	申告納付	翌月末日まで
	普通徴収	随時賦課事由(法233条の9)発生時、随時賦課
競走・馬券税	申告納付	翌月10日まで
	普通徴収	未申告納付者に対して随時賦課
地域開発税	申告納付	翌月10日まで(コンテナを取扱う埠頭の利用20日まで)
	普通徴収	定期分遺漏者に対して随時賦課
免許税	普通徴収	毎年1月16日から31日まで
	申告納付	免許証書の交付を受ける前に免許税納付
財産税(都市計画税・共同施設税を含む)	普通徴収	定期分：毎年6月16日から30日まで(課税基準日：5月1日) 随時分：定期分遺漏者に対して随時賦課
総合土地税(都市計画税を含む)	普通徴収	定期分：毎年10月16日から31日まで(課税基準日：6月1日) 随時分：定期分遺漏者に対して随時賦課
事業所税	申告納付	財産割：毎年7月1日から10日まで 従業員割：翌月10日まで
	普通徴収	未申告納付者に対して随時賦課
地方教育税	申告納付	登録税、競走・馬券税、たばこ消費税納付期限まで
	普通徴収	住民税(均等割)、財産税、自動車税、総合土地税の納付期間

(補足1)

取得税は土地建物等の取得税課税対象物件を取得した者が、登録税は財産権等の取得等に関する事項を公簿に登録等する場合にその登記等を受ける者が、地域開発税は地下水採水者等が、走行税とは軽油等に対する交通税納付義務者である者が、財産税は5月1日現在建築物等を所有する者が、共同施設税は消防施設等公共施設により利益を受ける者が、総合土地税は6月1日現在土地を事実上所有する者が、課税対象者である地方税である。

(補足2)

韓国では、広域自治団体（ソウル特別市、6広域市、9道）が直接には、市・道税を徴収せず、基礎自治体（市郡区）が徴収している。徴収費用は基礎自治体の負担であり、その処理費として徴税交付金（市・道税徴収額《地方教育税を除く》の3/100）が交付される。（「地方税法」第53条*、同施行令第41条*）

*「地方税法」第53条の条文は、次のとおりである。

◇第53条(道税の徴収の委任) 市・郡は、その市・郡内の道税を徴収して、道に納入する義務を負う。ただし、必要な場合は、同知事は納税義務者又は特別徴収義務者に直接納税告知書又は納入通知書を交付することができる。

2 第1項の道税徴収の費用は、市・郡の負担とし、大統領令が定める交付率により道条例が定めるところによって、その処理費として、市・郡に徴収交付金を交付しなければならない。ただし、当該地方税に付加され徴収される道税を当該地方税の告知書に併記して徴収する場合には、徴収交付金を交付しない。

*「地方税法施行令」第41条の条文は、次のとおりである。

◇第41条(徴収交付率) 特別市・広域市及び道は、市・郡及び自治区から特別市税・広域市税及び道税を徴収して、特別市・広域市及び道に納入する時には、特別市税・広域市税及び道税徴収金の100分の3に該当する徴収交付金をその処理費として、当該市・郡及び自治区に交付しなければならない。

第6章 地方税の電子告知

第1節 はじめに

2000年8月に、地方税のうち住民税の告知をEメールで行う地方税電子告知制度を11自治体(ソウル特別市江南区役所、同市瑞草区役所、同市陽川区役所等)が初めて実施した。その後も同年10月に総合土地税、同年12月に自動車税、2001年1月に免許税が電子告知され、2001年2月現在、18自治体が実施している。

しかし、Eメールによる告知は法的根拠がなかったため、「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」(以下、電子政府法という。)の施行(2001年7月1日)までは、従来の紙による告知書も送付しなければならなかった。

第2節 電子告知制度

1 電子告知制度

地方税法・郵便法及び民法等の規定にある住所概念を広く解釈し、「Eメールアドレス」を含ませ、納税者の申請・登録がある場合に限り、Eメールアドレスに電子告知書を送付する制度である。(電子告知書は36ページ表2参照)

2 現行法による地方税告知書の送達

現行の地方税法による有効な告知書送達*は、自治会長等を通じた直接交付と、書留郵便による送付である。京畿道安養市では自治会長等を通じた直接交付によって全告知書の約80%が交付されており(表1参照)、残りの20%が書留郵便によって送付されている。書留郵便による送達は一件当たり1,170Wである上に、受取人の不在等の理由による返送率が約20%である。

他方、自治会長等を通じた直接交付方式は、今後の洞事務所の機能転換に伴い、引き続き円滑な交付ができるかどうか懸念されている。(洞事務所の機能転換については、35ページ参照)

表1 [定期納付分の地方税告知書送付の状況] (京畿道安養市)

年度	告知書総数	自治会長等を通じた交付	書留による送付
1999年	722,825通	678,558通	44,267通
2000年	765,112通	597,378通	167,734通

*地方税法の告知書送達に関する条文は、次のとおりである。

◇第51条の2(書類送達の方法) 第51条の規定による書類の送達は、交付又は書留郵便による。

3 電子告知の対象税目

定期分地方税（自動車税、総合土地税、財産税、住民税、免許税）である。

4 電子告知の法的根拠

電子政府法等である。

5 電子告知制度利用のための事前手続き

サービス機関*のホームページにアクセスし、サービス機関に会員登録し、Eメールアドレス及びファミリーIDを受け取る。会員登録料・年会費は必要ない。

なお、地方税を納付するためには、銀行等に対する申請が必要である。

（地方税サイバー納付については第5章で取り上げたとおり。）

*サービス機関とは、次の会社のことをいう。

- ・(株)アマスコリア (www.amasmail.com)

郵便番号、住所、住民登録番号を基盤にしたファミリーID*及びEメールアドレス体系を特許出願した韓国のベンチャー企業である。

*ファミリーID：郵便番号、住民登録番号、住所をコード化して作成した9つの数字または文字からなる個人認識コードをいう。

6 アクセスから納付まで(ソウル特別市陽川区役所のケース)

①陽川区のホームページ (<http://www.yangchon.seoul.kr>) にアクセス→②「電子告知書Eメール発送」をクリック→③IDとパスワードを入力し、「ログイン」をクリック→④「告知書箱」をクリック→⑤「告知書箱を見る」、「納入内訳照会」、「領収書出力」、「料金納付」等のメニューバーが出てくる→⑥「告知書箱を見る」をクリックすると、地方税電子告知書があるかどうかを確認することができる→⑦電子告知書が届けられていて、納付する場合は、「料金納付」をクリック→⑧サイバー納付サイトに接続→⑩納付→⑫領収書が必要な場合は「領収書出力」をクリック。（納付の記録は、自動的に5年間保管される）

第3節 制度導入の効果

京畿道安養市役所では、制度導入の効果を次のように試算している。

ただし、電子告知にかかる費用（サービス機関に支払う費用）は告知書1通当たり170W（一般郵便料金の額）以下の予定であるがこの試算には反映されていない。（電子政府法施行までは無料で実施していた）

1 郵送費用の削減

定期分告知書約75万通（財産税、総合土地税、免許税、自動車税、均等割住民税の5税目：1999年基準）のうち、10%をEメール電子告知書で送達する場合には、毎年1億

275 万Wの費用が削減できる。

$$\{(75 \text{ 千件} \times 1,170\text{W}) + (75 \text{ 千件} \times 20\% \times 1,000\text{W})\} = 1 \text{ 億 } 275 \text{ 万W}$$

* 書留郵送料金：1,170W、返送される割合：20%、返送分の再送費用：1,000W

2 告知書発送の人的費用削減

定期分告知書約 75 万通の 10%をEメール電子告知書で送達する場合には、毎年 1 億 8,750 万Wの費用削減が可能である。

$$(75 \text{ 千件} \times 0.5 \text{ 時間} \times 5,000\text{W}) = 1 \text{ 億 } 8,750 \text{ 万W}$$

第 4 節 告知書の送達及び送達方法の法的解釈

告知書の送達及び送達方法に関しては、地方税法に名義人の住所等に交付又は書留郵便で送達することが定められている。

このため、電子政府法では、①関連法令で告知書をペーパー文書で告知をするように規定しているも、これに代えて電子公文書で告知することができる、②電子公文書で告知をした場合には、当該法令で定めた手続きにより告知したこととみなす、と定めている。

1 地方税法の関係条文

地方税法の関係条文は、次のとおりである。

◇第 51 条（書類の送達） 納付又は納入の告知、督促及び滞納処分に関する書類は、名義人の住所、居所、営業所又は事務所に送達する。

◇第 51 条の 2（書類送達の方法） 第 51 条の規定による書類の送達は、交付又は書留郵便による。

2 書類を交付したときは、送達書に受取人に署名捺印させなければならない。この場合に、受取人が署名捺印を拒否するときは、その事実を付記しなければならない。

2 電子政府法の関係条文

電子政府法の関係条文は、次のとおりである。

◇第 36 条（電子的告知・通知） 行政機関の長は、関連法令で告知書・通知書等のペーパー文書で告知・通知等をするように規定しているとしても、本人が希望する場合には、これを電子公文書で告知・通知することができる。

2 第 1 項の規定により電子公文書で告知・通知等をした場合には、当該法令で定めた手続きにより、告知・通知等をしたこととみなす。

3 行政機関の長が第 1 項の規定により告知・通知等を電子公文書で行う場合には、インターネットを通じて事前にその告知・通知等の種類と手続きを国民に公表しなければならない。

- 4 電子公文書による告知・通知等の事項に関して必要な事項は、国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第5節 洞事務所の機能転換

現在、韓国の各自治体は、大幅な定員削減のため、洞事務所の機能転換を推進している。日本の市町村の支所に似た機関である洞事務所がこれまで行ってきた地方税(告知書送付、滞納管理等)、地籍(公示地価調査等)、清掃(ごみ収集等)、住宅(不法建築物指導等)、都市整備(屋外広告物申告等)、建築(小規模建築申告等)、土木下水(道路破損等の申告受理、処理等)、公園緑地(児童公園の維持管理等)、交通(2輪自動車関連業務等)等の事務を本庁に移管し、今後は民願書類発給、住民登録、福祉、災害予防対策等の事務のみを行うよう、機能転換が進んでいる。(洞事務所の空いたスペースは、新たに住民自治センターとして活用される。)

このような洞事務所の機能転換に伴い、従来からの自治会長等を通じた地方税告知書の直接交付方式の円滑な実施が、今後難しくなると予想されている。

*住民自治センターでは、カルチャー教室等が運営される。江原道束草市の6つの自治センターでは、インターネットブースが用意されており、1日20名~50名が無料で利用することができる。(下の写真参照)



(写真) 江原道束草市の住民自治センターの様子

表2〔電子告知書〕(濟州道北濟州郡)

免許税 納税告知書 兼 領収書(定期分) (納税者保管用)				
納税 番号	機関番号	税目	納税年月日	課税番号
	7150	10103001	2001011	3200000305
納期内	2001.01.31まで			
納期後	2001.02.28まで			
納税者	:(<u>納税者氏名</u>)			
住所	:(<u>納税者住所</u>)			
課税対象	:(<u>店名</u>)(4種001号 食品接客業(一般飲食店))			
電子金融				
納付番号	: 5015 320 000030 7			
税目	納期内金額	納期後金額	賦課内訳(課表)	備考
免許税	6,000W	6,300W	0W	
合計税額	6,000W	6,300W	滞納税額	0W
上の金額を納付してください。上の金額を領収します。				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ご 案 内</div>				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">農 協*</div>				

* 農協は、濟州道北濟州郡の指定金融機関である。

第7章 電子入札制度

第1節 はじめに

ソウル特別市瑞草区役所は、2000年6月にインターネットを利用した入札参加申請及び入札手数料の自動振替制度を導入し、さらに同年12月に申請から開札までインターネットを利用して行う電子入札制度を導入した。

第2節 電子入札制度

入札公告（44 ページ参照）、閲覧、入札参加申請、入札手数料納付、入札金額投札、開札、適格対象者及び落札公告といった入札の全過程をインターネットを活用して行う制度である。

この制度は、公開鍵暗号方式によるデジタル署名と公認認証機関の公開鍵証明書発行を利用しており、入札書の変造、毀損は事実上確率的に不可能である。

1 電子入札の対象

電子入札の対象は、瑞草区役所で実施するすべての工事、用役、物品製造、公営駐車場運営の事業者募集の入札である。

ただし、現在は制度導入段階であるため、随意契約対象事業を競争入札で執行する場合にのみ、現場入札を実施せずに電子入札だけを実施している。

なお、随時契約対象事業とは、工事の場合では、一般工事が1億W以下、専門工事が7千万W以下、電気・消防・通信工事が5千万W以下のものをいう。（国家契約法施行令第26条）

2 電子入札の法的根拠

国家を当事者とする契約に関する法律（以下、国家契約法という）、電子署名法、電子取引基本法等である。

3 電子入札のための事前手続き

電子入札に参加しようとする者は調達庁に入札参加資格登録の規定に基づく登録をし、入札執行日の前日までに利用約款に同意して指定公認認証機関*の認証書を受けた後、瑞草区役所の財務課にインターネット電子入札の利用登録申請をしなければならない。また、入札手数料の振替を行うためには、取引銀行に対し、インターネットバンキングの利用申請を行う必要がある。

*公認認証機関とは、次のとおり。

電子署名法第4条の規定によって指定を受けた機関をいい、現在、3機関が指定を受けている。（瑞草区は、次の2機関のみを指定している。）

なお、2001年2月から6月末までは、情報通信部の推進する「電子署名利用人口1

千万人運動」のため、無料で公開鍵証明書(認証書)を受け取ることができるが、本来は年間登録料として10万Wが必要である。

- ・韓国証券電算(株)：<http://www.signkorea.com>
- ・韓国情報認証(株)：<http://www.signgate.com>

4 電子投札の流れ

①瑞草区役所ホームページ(<http://www.seocho.seoul.kr>)にアクセス→②「入札情報」をクリック→③公告リスト(43ページの表3参照)を見る→④該当件名を選択→⑤「電子受付」をクリック→⑥「入札参加登録」の画面でID、パスワード等を入力→⑦公告内容を確認→⑧入札手数料を送金→⑨共同請負の場合、共同業者の番号の入力を確認(入札参加申請だけの場合はここで終了し、「現場」を選択した後、「受付」をクリックして、受付証出力)→⑩引き続き、投札を行う場合には、入札金額を入力→⑪デジタル署名鍵生成→⑫デジタル署名鍵のパスワードを入力→⑬確認→⑭受付証出力。(43ページの表1、表2参照)

5 入札手数料の納付

インターネットバンキングを利用して、入札手数料を納付する。

入札手数料は、入札公告件別にそれぞれ振替ができる。また、複数の入札手数料を一度に入金した後、入札に参加することもできる。

(入札手数料：基礎金額1億W未満は、5千W。1億W以上は、1万Wである。)

第3節 制度導入の効果

瑞草区役所では、電子入札制度導入の効果を次のように試算している。

1 区役所側の人件費等の予算削減効果

入札補助員2名の削減、入札書などの印刷費の削減、膨大な量の入札書類の削減による事務効率の向上、投札時間の短縮等を挙げている。

2 入札業者側の費用削減効果(入札1回当たり)

$255 \text{ 業者} \times 11,500\text{W} \times 2 \text{ 回} = 5,865,000\text{W}$

(入札1回当たり平均255業者が入札に参加。入札申請業者は、これまで申請及び投札のため、2回区役所に足を運ばなければならなかったが、電子入札制度ではその必要がなくなる。1回の訪問費用は、交通費を2,000W、人件費を7,500W、その他を2,000Wとして算出している。)

第4節 入札書の偽造・変造防止の仕組み

瑞草区役所が管理するデジタル署名生成鍵(公開鍵)と入札業者が管理するデジタル署名検証鍵(秘密鍵)の2種類のデジタル署名鍵を利用して、公開鍵で入札金額を入力し、秘密

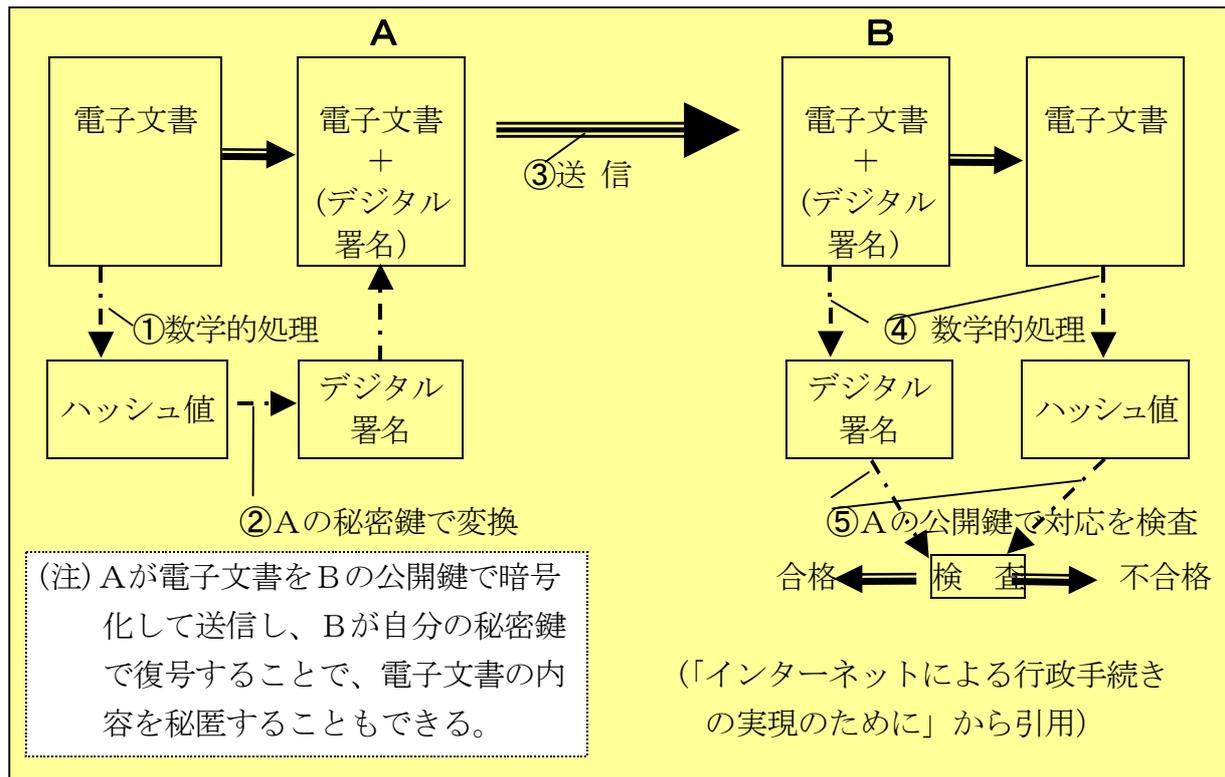
鍵で入札書を暗号化する。(公開鍵暗号方式という)

暗号化された入札書は、事実上確率的にハッキングが不可能である。

また、投札は、「公告番号」、「業者番号」、「ID」、「パスワード」、「デジタル署名鍵のパスワード」等が電算上で一致して初めて受けられる。

さらに、入札書は1台のコンピューターだけに記録されるのではなく、入札参加者が希望する1台以上の他のコンピューターに受付と同時に自動的に保存される。

公開鍵暗号方式による認証の仕組み

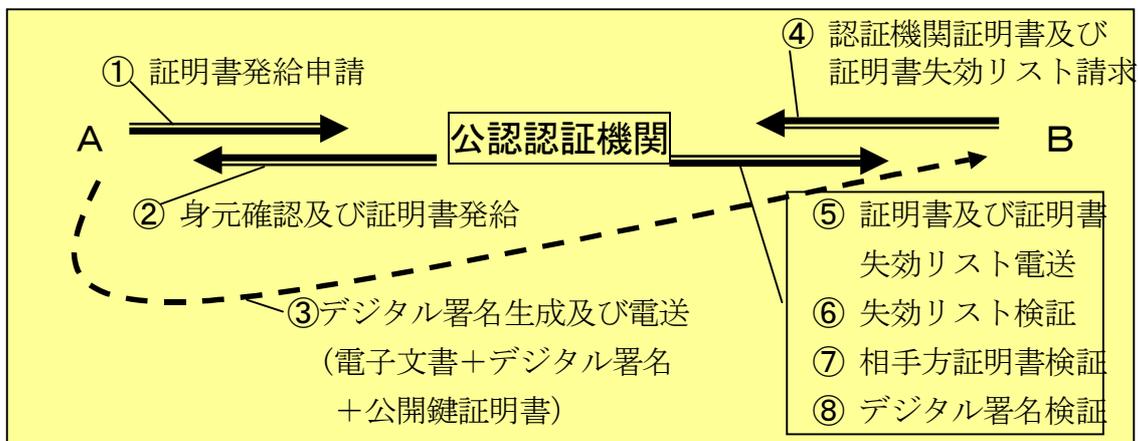


- ① データの送信者 A は、自分の作成した電子文書に数学的情報処理を施し、固有の数字データを生成する。(「ハッシュ値」と呼ばれ、電子文書ごとに固有の値となる。)
- ② A は、ハッシュ値を自分の秘密鍵で変換したもの(デジタル署名)を電子文書に添付する。
- ③ A は、電子文書とデジタル署名を受信者 B に送信する。
- ④ B は、受信した電子文書からハッシュ値を生成し、受信したデジタル署名との対応を A の公開鍵で検査する。
- ⑤ 検査に合格すれば、当該電子文書の内容は送信途上において改ざん等されていないこと、及び A の公開鍵による検査に合格し得るのは A の秘密鍵で署名が生成されたことに間違いなく、したがって、その電子文書は A の作成したものであると判断できる。

しかし、本人でない者が本人に成りすまして鍵を生成し、公開鍵を公開することで、本人名義でデータを送信する可能性を排除できないため、デジタル署

名の作成に使用された秘密鍵に対応する公開鍵が誰のものであるかを確認できるよう、公開鍵証明書発行の仕組み*を利用している。

*公開鍵証明書発行の仕組み



第5節 電子文書の送受信時期の特約

1 電子文書の送受信時期の特約

入札書等の電子文書の送受信時期については、一般的には電子取引基本法等の規定によっているが、瑞草区役所では、「電子入札制度利用約款」で電子文書の送受信時期の特約を定めている。

この特約は、①瑞草区役所が指定した文書受付サーバー以外の電算機器に入力された電子文書はその出力の有無を問わず、送信されていないものとみなす、②送信者の意思とは関係なく、一旦文書受付サーバーに到達した電子文書は、送受信されたとみなす、③入札公告等で規定した場合を除き、送信者は任意の電子文書について受信確認通知を要請することができず、また任意の効力発生条件をつけることができない、の3点である。

受信確認通知がないため、入札者は、入札後、登録受付証(4 電子投札の流れの⑭)を出力したり、公告リスト(43 ページの表3参照)の「受付確認」で入札書が正常に提出されたことを確認しなければならない。(電子入札特別留意書第10条第3項)

なお、入札書の提出時刻は、入札書が電子入札システムに受付された時点であり、また入札金額投札時刻は、指定公認認証機関で発行された証明書が電子入札システムに受付された時点である。(同第10条第4項、第5項)

2 電子入札制度利用約款の関係条文

◇第6条(電子文書の送受信時期の特約) 本システムで使用される入札書等の電子文書の送受信確認及び時期は、電子取引基本法第9条及び電子署名法第20条で定めるところに従う。同法第9条第2項1号の受信者が指定したコンピュータとは、本システ

ムの場合、文書受付の支援サーバーをいう。

2 電子取引基本法第4条の規定により、本システムでの電子文書の送受信時期に関しては、入札制度の特性上、次の各号のとおり特約する。

(1) 電子取引基本法第9条第2項1号の但し書きは、本約款での適用を除外する。瑞草区役所が指定した文書受付サーバー以外の電算機器に入力された電子文書はその出力の有無を問わず、送信されていないものとみなす。

(2) 電子取引基本法第10条の但し書きは、本約款での適用を除外する。送信者の真意と関係なく、一旦文書受付サーバーに到達した電子文書は、送受信されたものとみなし、受信された文書の無効処理、再送信の許容等は入札公告及びその他入札関連の規定による。

(3) 電子取引基本法第12条は本約款での適用を除外する。本システム、入札公告、その他入札関連の規定等に定める場合を除き、送信者は任意の電子文書について受信確認通知を要請することができず、また任意の効力発生条件をつけることができない。

3 電子取引基本法の関係条文

◇第4条（電子取引当事者の約定による変更） 第9条から第12条までの規定は、他の法令に特別な規定がある場合を除いては、作成者と受信者間の約定により変更することができる。

◇第9条（送・受信時期及び場所） 電子文書は、作成者及び作成者の代理人以外の者が管理するコンピューター等に入力された時に送信されたものとみなす。

2 電子文書は、次の各号の一に該当する時に受信されたものとみなす。

(1) 受信者が電子文書を受信するコンピューター等を指定した場合は、指定したコンピューター等に入力された時。ただし、指定したコンピューター等でないコンピューター等に入力された場合は、受信者がこれを出力した時をいう。

(2) 受信者が電子文書を受信するコンピューター等を指定しない場合には、受信者が管理するコンピューター等に入力された時。

3 電子文書は、それぞれ作成者と受信者の営業所所在地において送受信されたものとみなし、営業所が2以上である場合には、該当電子取引に最も関連がある営業所所在地において送受信されたものとみなし、該当電子取引に関連がある営業所がない場合には、主たる営業所所在地において送・受信されたものとみなす。ただし、作成者又は受信者が営業所を有していない場合には、その者の主たる居住地において送・受信されたものとみなす。

◇第10条（作成者が送信したものとみなす場合） 作成者の代理人又は作成者に代わって自動で電子文書を送・受信するように構成されたコンピュータープログラムその他電

子的手段により送信された電子文書は作成者が送信したものとみなす。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りでない。

- (1) 受信者が作成者の意思に反してその電子文書が送信されたことを当該電子文書の受信と同時又は相当な時間内に通知を受けた場合。
- (2) 受信者が所定の確認手続により、又は相当な注意をしたならば電子文書が作成者の意思に反して送信されたことを知り得た場合。

◇第 12 条（受信確認） 作成者が受信者に送信した電子文書に対して受信確認通知を要求しながら通知方法を指定しない場合には、受信者は作成者が十分に知ることができる方法で受信事実を通知しなければならない。

- 2 作成者が受信確認を効力発生条件として電子文書を送信した場合には、受信確認通知が作成者に到達する前まではその電子文書は送信されなかったものとみなす。
- 3 作成者が受信確認を効力発生条件として明示せず、受信確認通知を要求した場合、相当な期間（作成者が指定した期間又は当事者が約定した期間がある場合には、その期間をいう。）内に作成者が受信確認通知を受けない場合は、作成者はその電子文書の送信を撤回することができる。

4 電子署名法の関係条文

◇第 20 条（電子文書の時点確認） 公認認証機関は、加入者又は認証書を利用する者の申請があった場合には、電子文書が該当公認認証機関に提示された時点をデジタル署名を利用して確認することができる。

表 1 「電子入札参加登録画面 1」 - 38 ページの電子投札の流れ ⑥ -

<u>入札参加登録</u>	
公告番号：	_____
公告件名：	_____
主管部署：	_____
受付期限：	_____
入札日：	_____
申請者 ID：	<input type="text" value="dasanis"/>
パスワード：	<input type="password" value="*****"/>
業者番号：	<input type="text" value="100203"/> <input type="button" value="業者情報確認"/>

入札参加申請確認事項

入札参加申請及び入札書を受付するにあたって、誓約事項及び諸事項に対して同意し、上のおり入札の参加を申請します。

確 認

未登録者の情報認証登録

表2 「電子入札参加登録画面 2」 - 38 ページの電子投札の流れ ⑫ -

公告番号：2000-002 公告件名：瑞草区 下水管整備工事 主管部署：下水課 (02-999-9999 担当：朴建培) 印紙代：550 手数料：10,000 入札保証金：覚書による代替
手数料入金額：10,550W 金壹萬伍百伍拾ウォン也
振替口座(業者の口座)：韓美銀行▼ 100-01354-365
手数料入金口座：11407102955
投札金額：123,000,000 金壹億貳仟參百萬ウォン也
デジタル署名鍵：***** 入札書電送

表3 「公告リストの画面」

公告リスト		[電子入札制度案内]	
入札参加手数料は、業者別で複数の入札件の手数料をまとめて入金した後に入札に参加することができます。			
公告番号	件名	業種	登録期限 入札日時 発注部署 適格 落札 電子 受付
2001-00006	瑞草子供の家新築工事	電気	2001-02-15 17:00 2001-02-16 15:00 家庭福祉課 htm htm ㄱ
2001-00005	管内河川施設物維持補	一般建設	2001-02-15 17:00 2001-02-16 14:00 治水防災課 htm htm ㄱ

第6節 入札公告

瑞草区役所のホームページに実際に掲載された入札公告を紹介する。

入札公告

公告番号：2001-00005

件名	管内河川施設物維持補修工事(年間単価契約)			
現場説明日時	2001年2月5日11時	現場説明場所	治水防災課	
入札登録締切日時	2001年2月15日17時	入札日時	2001年2月16日14時	
工事期間	—	入札場所	財務課内	
工事予定金額	推定価格	付加価値税	官給費	移転費
	581,130,000	58,113,000	7,000,000	3,757,000

1 工事予定金額

総工事費 650,000,000W [基礎金額(付加価値税を含む)639,243,000W、官給7,000,000W、その他移転費3,757,000W]

2 工事期間

着工日から2001年12月31日まで

3 入札参加資格

建設産業基本法による土木又は土木建築工事業免許所持者で本社がソウル市に所在し、入札登録を終えた者。入札前の委任状提出時、代理人も入札に参加することができる。代理人は公的身分証、社員証、在職証明書で身分を確認する。

4 落札者決定方法

地方自治体適格審査基準(行政自治部予規第48号)、地方自治体施設工事適格審査細部基準(行政自治部予規第60号)により、最低価入札者順に適確審査をして、総合評点95点以上の取得者を落札予定者として決定する。

5 入札保証金

国家契約法施行令第37条及び同施行規則第43条による。落札者が正当な事由なく契約を履行しない時には、入札保証金を区指定金融機関に帰属処置し、不適格業者として制裁処分する。入札保証金は納付覚書提出で免除する。

6 入札の無効

国家契約法施行令第39条及び同法施行規則第44条による。本入札の参加資格、書類、使用印鑑真偽の有無は適格審査時に確認し、条件、内容が異なる場合、これを無効処理する。インターネット入札時、開札時間前までに当区指定サーバーに到着していない入札書、コンピューターが認識できなかったOMR入札書、入札申請登録をしていない入札書、所定の手数料を未納付の入札書は無効処理する。

7 入札申請書類提出 (注：37ページの3 事前手続きのことである)

インターネット利用申請：公認情報認証機関に加入し、インターネットバンキング

の利用申請後、瑞草区ホームページの「電子入札」、「公告リスト」、「電子入札案内」で、申請書をダウンロードして、申請書を作成した後、当区財務課に申請しなければならない。

8 適格審査及び提出書類

実績評価方法及び認定基準

評価方法：公告日基準該当工事推定価格対比、最近3年間の当該工事同一業種実績累計額の比率で評価

認定基準：関連協会発行の経営状態評価資料、実績証明、事実確認員で評価する。協会未加入者や協会がない業種の実績証明は証明書に契約書写本(原本持参)、税金計算書、竣工書類を添付し、経営状態評価資料は最近年度の公認会計会社作成の経営状態報告書で提出しなければならない。書類は期限内提出された資料でのみ評価する。(一般10億未満、専門1億未満、電気・情報通信・消防3億未満の工事は実績を評価しない。)

提出書類：関連協会発行実績証明書、経営状態資料、事実確認書、覚書、調達庁登録証写本書類提出期限及び場所：価格入札日から7日以内(瑞草区役所2階財務課)

9 その他

本入札は、調達庁登録業者のみ参加が可能。随意契約対象(工事、用役、物品)を競争入札で執行する場合、インターネットでのみ入札を実行する。

本入札は入札登録時、清廉契約履行誓約書を提出しなければならない。電子入札で参加する場合、清廉契約履行誓約書に同意した場合にのみ参加することができる。

入札に参加しようとする者は、地方自治体適格審査基準の諸規定、工事入札留意書、工事契約一般条件、特殊条件、設計書、瑞草区電子入札利用約款、電子入札特別留意書、公告文など契約に関する事項を事前に完全に熟知した後に、入札に参加しなければならない。これらを熟知しなかったために発生した損害に対しては、当区役所は責任を負わない。本入札は、電子(常時)及び現場入札で実施する。電子(常時)入札の場合、他の入札件に投札した入札書は無効処理する。

その他工事に関する事項は治水防災課(570-6405~7)に、入札及び契約に関する疑問事項は財務課(570-6340~2)に問い合わせてください。

入札結果は瑞草区(<http://www.seocho.seoul.kr>)インターネットホームページ公告リストの該当件名のhtmまたは音声私書箱(152を押した後、案内に従い、6700を押す。)で確認してください。

上記のとおり公告する
2001年1月26日
瑞草区(専決) 経理官

【用語解説】

- 公開鍵暗号方式：暗号時と復号時にそれぞれ異なる鍵ペア(公開鍵と秘密鍵)を用いる暗号方式。また、この原理を応用して署名時に秘密鍵、署名検証時に公開鍵を用いることにより電子署名の仕組みを実現することができる。

- 公開鍵：公開鍵暗号方式において用いられる公開されている鍵のこと。
- 秘密鍵：公開鍵暗号方式において用いられる公開されていない鍵のこと。秘密鍵が厳重に管理されているという前提で暗号システムの安全性・信頼性が確保される。

最後に

韓国の IT 施策は大きく 3 つに分けることができる。1 点目は対住民サービスの向上・情報公開、2 点目は行政の生産性の向上、3 点目は行政情報化の基盤づくりである。概ね、1 点目が本レポートの第 3・4 章、2 点目が第 1 章第 3 節及び 5～7 章、3 点目が第 1 章第 4 節、第 2 章及び第 7 章第 4 節に対応する。

他にも、全羅北道の交際費情報公開（毎日午後 3 時に前日の道知事・副知事の交際費の内容、人数、金額をホームページ上に公開する）や、ソウル特別市のインターネットによる在住外国人の市政参加（「サイバーモニタリング議会」：英語版ホームページ上に在住外国人を対象にしたサイバー議会を構築し、韓国語または英語で市政に対する提案を行う）、女性政策等を全般的に取り扱う「ソウル女性」（<http://women.metro.seoul.kr>）、又、大邱広域市のサイバー福祉センター構想など興味深い IT 施策があったが、紙面の制約上省略せざるを得なかった。

本レポートに取り上げた韓国の IT 施策は、他の先進諸国の施策との類似点も多いと思うが、既に実用化されている点、従来の制度が日本と似ているという点で参考になると思われる。

本レポートを読まれた方の実務に役立てていただければ幸いです。

【参考文献等】

○はじめに

- ・「インターネットによる行政手続の実現のために」（共通課題研究会、2000 年 3 月）
- ・「IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（IT 革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部）
- ・「2000 年末現在国内銀行インターネットバンキングサービス利用現況」（韓国銀行、2001 年 1 月）

○第 1 章

- ・「韓国における地方自治の情報化」（クリアレポート No156、1998 年 2 月）
- ・「電子決裁活性化方案」（行政自治部、2000 年 3 月）*
- ・「電子決裁及び電子文書流通活性化推進現況及び今後の計画」（行政自治部、2000 年 3 月）
- ・「行政機関間電子文書流通指針」（行政自治部、2000 年 7 月）
- ・「2001 年度行政情報化促進施行計画」（行政自治部、2000 年 9 月）*
- ・「2001 年度行政情報化細部実行計画」（行政自治部、2001 年 2 月）
- ・「2000 年情報化推進計画ーデジタル大邱 2000ー」（大邱広域市）

○第2章

- ・「電子政府実現のための法律(案)」(行政自治部、2000年10月)*

○第4章

- ・「民願処理インターネット公開システム開発計画」(行政自治部、2000年1月)
- ・「民願処理インターネット公開システム運営計画」(行政自治部情報通信課)
- ・「民願処理インターネット公開システム試験運用計画」(行政自治部)
- ・「苦情処理オンライン公開システム」(ソウル特別市)*
- ・「民願処理オンライン公開システム推進」(ソウル特別市)*
- ・「透明行政の事例、ソウル市の民願処理オンライン公開システム」*

○第5章

- ・「2001 わかりやすい地方税」(ソウル特別市、2000年12月)
- ・「韓国地方税納税便宜制度説明資料」(行政自治部)
- ・「『信用カード貸出』を利用した地方税納付制施行計画」(光州広域市)*
- ・「地方税信用カード収納制度運営指針」(済州郡北済州郡)
- ・「地方税信用カード収納制度改善」(済州郡北済州郡)

○第6章

- ・「インターネット活用による地方税税務行政改善」(ソウル特別市陽川区、2001年2月)
- ・「インターネット税務民願室ホームページ構築計画」(京畿道安養市)*
- ・「洞事務所が住民の自治空間へ変わる」(ソウル特別市西大門区)
- ・「電子郵便利用告知書送達体系導入案」(京畿道安養市)*

○第7章

- ・「電子入札制度利用約款」(ソウル特別市瑞草区、2000年12月)*
- ・「電子入札特別留意書」(ソウル特別市瑞草区、2000年12月)*
- ・「入札執行に関する予定価格作成要領」(行政自治部予規第50号)
- ・「インターネット環境と電子署名」(ダサン情報システム、2000年2月)
- ・「インターネット入札参加制度導入施行」(ソウル特別市瑞草区役所)
- ・「電子入札参加申請書及び入札書の偽・変造等の保安に関する対策」(ソウル特別市瑞草区)
- ・「入札参加申請書の電子受付システムの構築」(ソウル特別市瑞草区)

(注) *印の文献等については、日本語に翻訳した資料等を当分の間、(財)自治体国際化協会 ソウル事務所で保管している。

【執筆者】

澤井亨所長補佐（1999年4月～2001年3月ソウル事務所勤務）

（協力）

嚴泰浩主任調査員、朴永蘭調査員